令和4年 6月定例会

# 綾川町議会会議録

(第3回)

令和4年 6月13日開会

令和4年 6月17日閉会

綾川町議会

# 令和4年 第3回 綾川町議会定例会会議録

#### 綾川町告示第82号

令和4年6月13日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第3回定例 会を招集する。

令和4年 6月 6日

綾川町長 前 田 武 俊

開会 令和4年6月13日 午前 9時30分

閉会 令和4年6月17日 午前10時40分(会期5日間)

# 第1日目(6月13日)

# 出席議員16名

- 1番 大西哲也
- 2番 森 繁 樹
- 3番 小田郁生
- 4番 三 好 東 曜
- 5番 松内広平
- 6番 十河茂広
- 7番 植田誠司
- 8番 西村宣之
- 9番 大野直樹
- 10番 岡田芳正
- 11番 井上博道
- 12番 福家 功
- 13番 福家利智子
- 14番 鈴木義明
- 15番 河野雅廣
- 16番 安藤利光

# 欠席議員

なし

#### 会議録署名議員

- 3番 小田郁生
- 4番 三 好 東 曜

# 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水谷香保里総務課副主幹 穴吹由美議会事務局書記 津村高史

# 地方自治法121条による出席者の氏名

町 長 前 田 武 俊 学 副 町 長 谷 尚 教 育 長 松 井 輝 善 総 務 課 長 宮 前 昭 男 いいまち推進室長 福 家 孝 司 支 所 長 宮 脇 雅彦 税 務 課 長 宮 本 佳 和 学校教育課 長 尚 下 進 生 涯 学 習 課 長 泉 秀城 小 会計管理者兼会計室長 横 井 邦 洋 建 設 課 長 出 大 史 田 経 済 課 長 福 家 勝 己 副支所長兼長柄ダム再開発事業推進室長 松 原 敏 和 住民生活課長 緒 方 紀 枝 保険年金課長 土肥奈緒美 陶病院事務長 辻 井 武 健康福祉課長 土肥富士三 子育て支援課長 杉山真紀子

# 傍聴人 9人

#### 議 事 日 程

#### 6月13日(月)午前9時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期決定について
- 第 3 議案第 1号 町長の専決処分事項の報告について

(綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費 負担に関する条例の一部改正)

- 第 4 議案第 2号 町長の専決処分事項の報告について (綾川町税条例の一部改正)
- 第 5 議案第 3号 町長の専決処分事項の報告について (綾川町国民健康保険税条例の一部改正)
- 第 6 議案第 4号 副町長の選任につき同意を求めることについて
- 第 7 議案第 5号 工事請負契約の締結について (令和4年度小羽毛池埋立地公園整備工事)
- 第 8 議案第 6号 工事請負契約の締結について (令和4年度綾川町立羽床上こども園改修工事(建築))
- 第 9 議案第 7号 物品売買契約の締結について (令和4年度綾川町綾上学校給食調理場厨房機器購入事業)
- 第10 議案第 8号 令和4年度綾川町一般会計補正予算(第1号)について
- 第11 議案第 9号 町道の路線認定について
- 第12 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 第13 報告第 2号 1 令和3年度(第17期)有限会社綾歌南部農業振興公社決算について
  - 2 令和4年度(第18期)有限会社綾歌南部農業振興公社事 業計画及び予算について
- 第14 報告第 3号 寄附金の受納について
- 第15 発議第 1号 閉会中の継続審査の申し出について

# 6 月 定 例 議 会 日 程 表

議会運営委員会 令和4年6月

月 日	会議時刻	場所	会議の区分
6月13日 (月)	午前9時	第2会議室	議会運営委員会
	午前9時30分	綾南農改センター 2階多目的ホール	本会議 議会運営委員長報告 提案説明 一般質問 委員会付託
	本会議終了後	農改2階ホール	全員協議会
	全協終了後	第2会議室	議会広報編集特別委員会
6月14日 (火)	午前9時30分	農改2階ホール	総務常任委員会
	午後1時30分	農改2階ホール	厚生常任委員会
6月15日 (水)	午前9時30分	農改2階ホール	建設経済常任委員会
	午後1時30分	農改2階ホール	(各委員会予備日)
6月16日(木)	_	_	休会
6月17日(金)	午前9時	第2会議室	議会運営委員会
	午前9時30分	農改2階ホール	全員協議会
	午前10時	綾南農改センター 2階多目的ホール	本会議 委員長報告 ・総務 ・厚生 ・建設経済 採 決

- ★議案発送は 6月6日(月)の予定です。
- ★一般質問・総括質問の通告×切りは <u>6月8日 (水) 11時30分</u>です。
- ★議会におけるクールビズについて(10月31日まで)
- ・本会議では、原則、上着着用とする。(ノーネクタイ可)
- ・その他は、ノーネクタイ・ノー上着を可とする。\*但し、議員徽章は着用のこと
- ★新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、基本的な感染防止策の徹底を引き続き、お 願いします。

#### 令和4年 第3回 綾川町議会定例会 第1日目

6月13日 午前9時30分開会

- ○議長(河野) おはようございます。ただいま、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和4年第3回綾川町議会定例会を開会いたします。今定例会も、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、主に、このホールにての開催といたします。なお、本会議の録画用ビデオカメラの撮影と議場内写真撮影のため、職員の入室を許可しております。
- ○議長(河野) これより本日の会議を開きます。
- ○議長(河野)日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番小田郁生君、4番三好東曜君の両名を指名いたします。
- ○議長(河野) 日程第2、「会期決定について」を議題といたします。
- ○議長(河野)議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、大野直樹君。
- ○議会運営委員長(大野)議長。
- ○議長 (河野) 大野君。
- ○議会運営委員長(大野)はい、議長。
- ○議会運営委員長(大野)おはようございます。ただいま、議題となりました、今定例会の会期につきまして、去る、5月23日午前10時30分、また、本日午前9時より、第2会議室において、議会運営委員会を開催し、諸般の協議を行いましたので、その結果について、ご報告を申し上げます。

当委員会の開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長及び、議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、今定例会に付議される案件の内容等について説明を受け、日程の調整を行いましたので、その結果について、ご報告を申し上げます。

まず、会期につきましては、提出議案概要及び、諸行事等を考慮して、本日より6月17日(金曜日)までの5日間といたしたいと思います。

また、今定例会に提案される案件は、13件であり、執行部からは、専決案件3件、人事案件1件、契約案件3件、予算案件1件、その他の案件が1件、報告案件が3件であり、合計12件です。議会からは、議会運営員会の継続審査の案件が1件であります。

次に、本日の日程ですが、この後、町長より提出議案に対する提案理由の説明をいただきます。その後、各議員から通告のあった一般質問を順次行います。その後、上程されました議案を、それぞれ所管する各常任委員会に付託し、本日の会議は散会といたします。また、本会議散会後、全員協議会、その後、議会広報編集特別委員会を順次開催をいただきたいと思います。

次に、今定例会の会期中における、会議の予定について、ご報告を申し上げます。明日、6月14日、午前9時30分より、総務常任委員会、午後1時30分より、厚生常

任委員会、6月15日、9時30分より、建設経済常任委員会、午後1時30分から、各委員会の予備日とし、それぞれ開催願うことといたしました。6月17日を、今定例会の最終日とし、午前9時より、議会運営委員会、9時30分より、全員協議会を順次開催した後、10時より本会議を再開し、各委員長報告の後、質疑、採決の順で進め、今定例会を閉会いたしたいと思います。以上が、今定例会の会議日程等でございます。

最後になりましたが、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますと共に、十分な審議をいただきますようお願いを申 し上げて、議会運営委員長の報告といたします。

- ○議長(河野)本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月17日 までの5日間といたしたいと思います。
- ○議長(河野) これにご異議ございませんか。(なしの声あり)
- ○議長 (河野) 異議なしと認めます。
- ○議長(河野)よって、会期は本日から6月17日までの5日間と決定いたしました。
- ○議長(河野)日程第3、議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」から、日程第14、報告第3号、「寄附金の受納について」までを、一括議題といたします。
- ○議長 (河野) 本件について、ただいまより、提案理由の説明を求めます。前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)おはようございます。提案理由を申し上げます前に、まず、町民の皆さまに、これまでの新型コロナウイルス感染拡大防止に対するご理解・ご協力に対しまして心よりお礼を申し上げます。

現在、新型コロナウイルスの感染状況は、町民の皆さまの感染予防に対するご理解・ご協力により、減少傾向にあります。香川県独自の警戒レベルは、上から3番目の「感染拡大防止対策期」になっておりますが、日常を取り戻していく期待は日々大きくなっておりますので、これからは、ウィズコロナ・アフターコロナの対応に努めていくことが大切であります。町においては、5月からPCR検査等費用助成事業、PCR検査キット配布事業を実施しています。また、6月から新型コロナワクチンの4回目の接種券を順次送付しております。対象者は、3回目接種から5カ月を経過した「60歳以上の方」と「18歳以上で基礎疾患を有する申出者」であります。さらに、新型コロナ対策を巡り、厚生労働省は、5月20日にマスク着用に関する考え方を発表しました。熱中症のリスクが高まる夏を前に、屋外で人との距離が2m以上確保できる場合や、距離が確保できなくても会話をほとんど行わない場合には、マスクを着用する必要がないとしました。しかしながら、感染防止対策を取りながら安全安心に日常の活気を取り戻していくことが大切でありますので、引き続きコロナ対策にご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、本日開会いたしました第3回定例会にご提案申し上げました議案9件、報

告3件につきまして提案理由のご説明を申し上げます。議案第1号から議案第3号は、 「町長の専決処分事項の報告について」議会の承認を求めるものであります。

まず、議案第1号「綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に公布され、同日施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、第同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第2号「綾川町税条例の一部改正について」は、地方税法の一部を改正する法律が、令和4年3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第3号「綾川町国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、綾川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第4号「副町長の選任につき同意を求めることについて」は、本年6月30日をもって任期満了になります谷岡学副町長につきまして、地方自治法第162条の規定により、引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第5号「工事請負契約の締結について」は、令和4年度小羽毛池埋立地公園整備工事に係る条件付き一般競争入札を、去る5月30日に執行いたしました結果、株式会社 村瀬土建 代表取締役 髙橋茂雄氏と消費税込み1億4,245万円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第6号「工事請負契約の締結について」は、令和4年度綾川町立羽床上こども園改修工事(建築)に係る指名競争入札を、去る5月20日に執行いたしました結果、株式会社 村瀬土建 代表取締役 髙橋茂雄氏と消費税込み6,347万円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第7号「物品売買契約の締結について」は、令和4年度綾川町綾上学校給食調理場 厨房機器購入事業に係る指名競争入札を、去る5月16日に執行いたしました結果、四国厨房器製造株式会社 代表取締役 片岡敦子氏と消費税込み2,128万5千円で仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第8号「令和4年度綾川町一般会計補正予算(第1号)について」は、新型コロナウイルス対策の2事業に係る補正であります。1点目は、18歳までの子ども

がいる低所得のひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、児童一人あたり5万円のプッシュ型給付を行う「低所得の子育て世帯生活支援特別給付金」に912万円を計上しており、財源は国庫支出金の「新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金」であります。2点目は、「スマイルあやがわ応援券」の3万セット追加発行で、コロナ禍における生活支援をさらに充実させ、経済活動の活発化を図ります。追加の事業費は3億6457万6千円を計上しており、プレミアム分にかかる6千万円については、財源として「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」のうち、「原油価格・物価高騰対応分」を3千万円活用する予定としております。以上の内容を含め、民生費及び商工費で、合わせて3億7、369万6千円を増額し、補正後の歳入歳出の総額を111億251万2千円とするもので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第9号「町道の路線認定について」は、開発道路である「綾川駅東団地1号線」及び「綾川駅東団地2号線」を町道として認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」は、令和3年度の一般会計予算繰越明許費に係る繰越事業は、「社会保障・税番号制度システム整備事業(マイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化に係るものに限る。)」等の13事業であり、総額3億224万7千円を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を議会に報告するものであります。

次に、報告第2号「令和3年度(第17期)有限会社綾歌南部農業振興公社決算、並びに令和4年度(第18期)有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」であります。まず、令和3年度の決算につきましては、遊休農地解消並びに遊休農地化防止対策として18.1haの農地でそば、菜種、白大豆、小麦を栽培し、管理してまいりました。経常利益は、407万4,665円、法人税等を差し引き、当期利益は、314万1,665円となっております。

次に、「令和4年度事業計画及び予算について」でありますが、前期に引き続き、農作業受託事業、及び遊休農地対策としてそば、白大豆、菜種、小麦を栽培し、遊休農地の解消と発生防止に努めてまいります。新規事業として、小規模農家の離農を防止するためトラクターと管理機を貸し出す事業を実施します。関係機関と連携し、さらなる遊休農地対策を図ってまいります。令和4年度の収支予算では、235万5,212円の経常利益を見込んでおり、法人税等を差し引き、当期利益金172万9,112円を予定しております。以上の内容で、株主総会におきまして承認をいただいておりますことを、併せてご報告いたします。

次に、報告第3号「寄附金の受納について」は、教育振興寄附金として、綾川町畑田3515番地3 浮田克信様より10万円、福祉向上寄附金として匿名の方々より2万円をご寄附いただきました。また、匿名の方より4千万円のご寄附をいただき、ご本人の希望により福祉向上寄附金として高齢者の福祉対策1千万円、教育振興寄附金と

して中学生の学びの充実対策に3千万円を活用させていただきます。図書館図書購入 寄附金として、綾川町陶141番地6 吉田陽彦様より5万円をご寄附いただきました。これらをありがたく受納いたしましたのでご報告いたします。

以上をもちまして、議案9件、報告3件についての説明を終わります。詳細につきましては、それぞれの常任委員会におきまして、担当課長よりご説明申し上げますので、 ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

- ○議長 (河野) これをもって、提案理由の説明を終わります。
- ○議長(河野)次に、「議会関係等の3月から昨日までの主な行事関係」につきましては、 各自タブレットにて、ご確認いただけたらと思います。
- ○議長 (河野) それでは、ただいまより一般質問を行います。通告順に発言を許します。
- ○議長(河野)11番、井上博道君。
- ○11番(井上)はい、井上です。
- ○議長 (河野) 井上君。
- ○11番 (井上) それでは通告通り質問をさせていただきます。「情報の評価・活用力の教育について」。新聞・テレビ・週刊誌等のマスコミ、インターネット・SNS (以下、ネットと言います)等では連日、ロシア・ウクライナ戦争等の国家の存立に係る問題、新型コロナ起因のワクチン接種是非・マスク着用是非等の生命・健康に係る問題から日常の些細な出来事まで、各種各様の情報が発信されています。玉石混交とも言える情報が溢れることにより、情報を正しく評価して活用する能力、情報の意図を読み解く能力、情報社会を生き抜く力(以下、これらを纏めて「情報リテラシー」と言います)この力が低い人は、情報の真偽を正確に判断できずに振り回され、情報を鵜呑みにしたり拡散する場合があります。このことは問題を更に大きくします。

今まで、情報の受け手であった個人がネットの活用により、マスコミと同様に、実名 又は匿名での情報発信が容易にできる時代になっています。このことは、社会の混乱・ デマの温床につながり、プライバシー侵害や誹謗中傷等のトラブルに発展することも あります。

本町でも既に取組んでおられる項目もあるとは思いますが、情報リテラシー教育に関して3点の質問をさせていただきますので、本町の考えをお聞かせ願います。以下、常体で失礼します。

- (1)情報リテラシーは、変化する時代に対応するためには不可欠な力であり、私達が 今後の世の中を生き抜いていくために必要な力である。私達は様々な情報に翻弄され たり惑わされることなく、自分の意思をしっかりと持たねばならない。本町の生涯教育 の中にも、情報リテラシー教育を積極的に取り入れることが重要と考えるが、本町の考 え、取組み状況はどうなのか。
- (2)情報リテラシーを正しく養い、高めるためには、小学校の段階から教育現場で取り上げることが重要である。ネット上の軽率な投稿は危険であり、他人のプライバシーや人権を傷つけ、犯罪につながりかねないことを具体的に教えることが重要である。ま

た、全ての分野において、世界にも日本にも多様な価値観、見方・考え方があり、政治観・宗教観の違いもあって、情報源も非常に多い。各自の判断基準となる情報が間違っていたり、偏ったり、取捨選択を誤ったりしないよう、真実を見抜く力を養うことが重要になる。本町の学校教育における情報リテラシー教育に対する基本的な考え、取組み状況はどうなのか。

(3) 役場の職員、学校の教職員、議員の情報リテラシーは、その立場や影響力等を考えると取り分け重要である。本町職員及び教職員に対する情報リテラシー教育の現状、 今後の取組み方針はどうなのか。

メディアには必ず制作側(情報の送り手)の意図があり、情報を操作、編集して発信しています。日常会話からの情報もそうですが、マスコミ、ネットから情報を入手する場合、間違った情報を信じたり、情報源が片寄って判断ミスをすることが無いように、私達は注意をする必要があります。政府や行政機関の情報といえども、必ずしも真実で、正しいとは限りません。教育の町を宣言し、立派な教育憲章を定めている本町の「情報の評価・活用力の教育」についての基本的な考え方、在り方をお聞きし、本町が益々「いきいきと 笑顔あふれる 定住の町」になることを祈念して、私の質問を終わります。

- ○議長 (河野) 松井教育長。
- ○教育長(松井)議長。
- ○議長 (河野) 教育長。
- ○教育長(松井)井上博道議員ご質問の「情報の評価・活用力の教育について」お答えいたします。情報リテラシーは、情報社会において正しく情報を読み解き、正しく情報を発信することとして、非常に重要なことと考えております。

1点目、本町の生涯教育の中では、生涯学習講座を毎年行っておりますが、現在、情報リテラシーに関する講座は行っておりません。町民の多くがスマートフォンを持っていることもあり、インターネットやSNSを身近に使用していることから、今後、パソコンやスマートフォンの使い方講座等の情報リテラシーの生涯学習講座について研究してまいりたいと考えます。

2点目、小・中学校においてはGIGAスクール構想によるICT教育の推進に取組んでおり、町でも児童生徒に1人1台パソコンの整備を行い、授業でのパソコン利用が進んでおります。家庭への持ち帰りについては、昨年度持ち帰りのガイドラインを作成し、今年度は保護者に対して同意書を提出いただき、運用開始を始めております。そんな中、ネット利用の普及が一段と進み、情報リテラシーの観点は大変重要であると考えています。町では小中学校の教員と情報化推進委員会を設置しており、情報を正しく活用する能力を育むため、情報をあらゆる角度で見る姿勢、情報を鵜吞みにせず探索する姿勢、情報を発信するときの姿勢、モラルについても、教員を含め研修を行い、高めてまいります。また、ネットや紙面における軽率な投稿は、プライバシーの侵害や犯罪にもつながることにより、小中学校における各種掲載については、常に保護者との合意の

もと行っており、身勝手な投稿がおきないよう今後とも周知、徹底を図ってまいります。

3点目、職員等における取組みについては、町がホームページやSNSで情報発信する機会が増えており、情報リテラシーに関する積極的な研修会の参加や資料配布を行い、能力開発に努めてまいります。

以上、井上議員の「情報の評価・活用力の教育について」の答弁といたします。終わります。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○11番(井上)はい。
- ○議長 (河野) 井上君。
- ○11番(井上)答弁ありがとうございました。今後研究したいという回答も一部あり ましたが、全国の地方自治体によってはですね、外部の研究機関とか企業とかです ね、そういうところから講師を呼んで情報リテラシー教育とかをやっとるシステム もあるように聞いておりますので、そのへんのことも研究してですね、さらに内容の ある教育をお願いしたいと思います。で、これ今からちょっと再質問ですけど、広義 の情報リテラシーに入ると思うんですけども先日町内でですね、ちょうど下校時間 に私、パトロールで遭遇したんですけども、たぶん1年生だと思うんですけども小さ い女の子がひとりで下校してましたけども、周囲に誰もいないにも関わらず、マスク を着用しておりました。結構天気も良かったんで、体小さいですからね、大きなラン ドセル背負って非常に見ててかわいそうな感じしたんですけども、いわゆる周りに 人がいない場合はマスク必要ないわけですけども、小さい子ですからですね、そのへ んが判断できにくいかと思うんですけども、このへんはですね、学校も家庭もそれな りに教育はされてると思うんですけども、やはりその、なぜマスクをしないといけな いのかと、どういう場合はしなくていいのかということをちゃんと学校なり家庭で すね、今まで以上にちゃんと教育してですね、で、帰るときに例えばひとりでえらそ うに、スクールバスの方でもあると思いますけども、バスから降りて、誰もいなかっ たら、あるいは、ね、集団で2、3人とかで帰っててひとりになったときは、誰もい ないときはマスクを外していいよーとかですね、そのへんのこともちゃんと教えて やらないといけないと思うんですけども、これはマスクだけの問題ですけども、他に も似たようなことあるかもわかりませんけども、そのへんもうちょっとね、ちゃんと 教育をしてやらないといけないと思うんですけども、教育長、見解をちょっとだけお 尋ねをいたします。
- ○**議長(河野)**松井教育長。
- ○教育長(松井)はい、議長。
- ○議長(河野) はい。
- ○教育長(松井)再質問ということでありますが、マスクの件それから下校途中の行動については、それぞれ各学校がですね、子どもたちにきちんとですね、指導をしてお

るというふうに思いますが、中にはですね、個人的な差もありまして、マスクどうしようかなと、ああいうふうに迷う子もおると思います。しかし、今進めておるのは、マスクについてはですね、下校途中誰もいない場合というのは、のけましょうということは、指導しておりますので、そのあたりできてない個人的なですね、個人差がそのあたりあるのかなと思いますが、そういったことは学校でも指導しておりますので今後ともまたよろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- O11番 (井上) はい、ありません。
- ○議長(河野)以上で井上君の一般質問を終わります。
- ○議長(河野) 13番、福家利智子君。
- ○13番(福家利)議長。13番、福家利智子。
- ○議長 (河野) 福家君。
- ○13番(福家利) はい。
- ○議長(河野)なお、福家君は一問一答であります。1問目の質問を許します。
- ○13番(福家利) それでは、通告に従いまして、順次一般質問をさせていただきます。

1点目、「種苗法改正による農家への影響について」。我が国の主食であるコメ・麦類・大豆の種子は国が管理し、各都道府県に原種の維持や品種の選定、奨励・審査を義務付ける2018年4月に種子法が廃止され、4年が経過をしました。公共部門中心の種子開発が、民間の参入を阻害しているとして、種子生産を国が補償する形をなくした訳です。公共による支えがなくなればどうなるのか、野菜の実態を考えれば良く分かります。40年ほど前までは野菜の種子も国産100%でしたが、企業競争にさらされつつ、伝統的な固定種からF1品種に置き換わり、9割以上が海外で生産されています。

(巨大な多国籍企業であるモンサント、バイエル等)

また、農業の実態も同様で、戸別所得補償制度の廃止や法人優先の助成制度に変えられ、家族農業は大きく後退してきました。農地の集約化を推進しても、農業用施設を含めた維持管理が出来ず、中山間地の耕作放棄地は増える一方であり、先人たちの残した農地が、次々と無くなってきています。

2020年12月には、農業に係る規制改革(TPP協定参加)の総仕上げとも言える「種苗法の改正」が行われ、本年4月からは、登録された品種の自家増殖や譲渡が禁止されます。主要農作物の種苗知見を民間企業へ渡し、品種登録をされればその種苗を守っていくシステムが完成したと言えます。そして、適用範囲は不明ですが、違反した場合には10年以下の懲役、1千万円以下の罰金等が科せられることになり、登録品種が何かも知らない農家が大半の中、突然コストが発生する可能性もあります。

本年3月に国から示された公的機関における許諾のガイドラインでは、現在の利用 実態を十分に勘案の上、許諾条件を設定することとされています。

種苗法改正により登録品種の取扱いを不安に思っている農業者に対してその不安を 解消するために本町ではどのような取組みをされたのか、また許諾をどのように行う のか町長にお伺いいたしします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)議長。
- ○町長(前田)ご質問の「種苗法改正による農家への影響について」お答えをいたします。知的財産権を保護し、登録品種の海外流出を防止するため、種苗法の一部が改正され、令和4年4月1日から施行がされております。この改正によりまして、登録品種を栽培し、得た生産物から新たな苗を作る場合、またその苗や種を他者に譲渡する場合には、その登録品種に対して知的財産権を有する育成者権者の許諾が必要となりました。これに違反した場合の罰則も規定されております。香川県におきましても、県が育成者権を有する登録品種のうち、改正前の種苗法で自家増殖が可能であったものについても、育成者権者である県の許諾が必要となりました。一方、育成者権の保護の強化により、農業者の負担増大が懸念されることから、公的機関の開発品種に対しては国からガイドラインが示され、許諾要件が緩和されております。具体的には、県内生産者が種苗の流出防止に必要な遵守事項を守ることを条件に、許諾手続き及び許諾料不要で、自家増殖が可能になるというものであります。ただし、従来から自家増殖を禁止されていたもの、及びF1品種(一代雑種)で自家増殖が不可能なものにつきましては、引き続き禁止されておりますが、県の登録品種の取扱いについては従来と変わりがないと県から聞いております。

なお、登録品種の種苗の販売に際しては、「登録品種」の記載や「PVPマーク」(ピー・ヴィ・ピーマーク 植物品種保護)の表示が義務付けられておりまして、これらの表示がある種苗については、自家増殖の際に育成者権者の許諾が必要となります。

今後は種苗法改正の内容について、JA等の関係機関と連携をして、農業者へ分かりやすい周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、福家利智子議員の「種苗法改正による農家への影響について」の答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○13番(福家利)はい、議長、再質問。
- ○議長(河野)福家君。
- ○13番(福家利) はい。
- ○13番(福家利)回答ありがとうございます。町長、今お話しした中の、中身ですが、 JAとですね、これから連携していくということなんですが、これまでですね、ひとり でも多くの人に知らせるということの、種苗法の改正ということですが、農家の皆さ んには研修とかこの種苗法改正については全然町行政としてはやられていないという ことでよろしいですかね。
- ○**議長(河野)**福家経済課長。

- ○経済課長課長(福家)はい。
- **○議長(河野)**福家君。
- ○経済課長課長(福家) ただいまの福家利智子議員の再質問にお答えをさせていただきます。町行政といたしましては、法改正の周知の方では法改正になったということは県の方から周知はいただいております。県の方からはJAの方にも同じく周知をして、で、JAの方から生産者の方には周知をされるということでございますので、町としては、今のところは、そういう周知については行ってはきておりません。以上でございます。
- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○13番(福家利)はい。議長、再々質問。
- **○議長(河野)**福家君。
- ○13番(福家利) はい。
- ○13番(福家利)食の安全を守る立場からということも含めてですね、町がですね、ある程度やっぱり農家のみなさんに研修なり文書のね、送付とか、そういう工夫しながらですね、もっともっとわかりやすく農家のみなさんに不安の材料をなくするということは、大事なことだと私は思っております。そのことはもう一度お話していただけたらと思います。今年の4月からですね、農家の人が毎年ですね、書面をもって、許諾手続きをしていかなくてはならないというというふうなことも聞いています。そういった細かい話もJAの人がやっているということでいいのですかね。そのことを再々質問します。
- ○議長(河野)前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長(河野)町長。
- ○町長(前田)はい、再々質問にお答えします。本当に先程も申し上げましたとおり、この種苗法の改正がありましたけれども、私もここに香川県の登録品種、これ持っておりますけど、今農家の方が通常作られとるんは議員がご心配するような内容ではあまり当てはまらないと私は解釈しております。それよりですね、これ一覧で見たらわかるんですけれども、これは作って許諾がいるとか、自家増殖ができるとかできない点はこれきちっと、やる前からそういう話ができておりますので、さほどにですね、我々も心配してないですね。もし議員も心配なんであるんであれば、うちもやりますけど、それほどの影響がですね、あるとは考えておりません。こうやって見ますと花類ですね、これは影響あると思います。花は当然いろんなことで制限されてきておりますんでもうそういう花き農家の方はよくご存じなんでね、これは作ってどうしたらええもんか、これは許諾はいるもんかわかっておりますので、一般の農家の方は麦作る米作るっていうのはそうさほどにですね、当然農家がJA出荷しますので、そのへんでですね、内容的にはよくご存じかなと。野菜についてもですね、さぬきの夢2000とかそういうオリジナル品種、さぬきひめとかいろんな苺ありますんで、そういうものは

十分理解ができての栽培でないかと思っておりますので、まったくしないという話ではないんで、そういう種苗法が変わりましたよーということで、こういう権利関係いろんなんが働いてますということは周知していこうかと思いますんで、ひとつよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(河野) 福家君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。
- ○13番(福家利)はい、議長。
- ○議長 (河野) 福家君。
- ○13番(福家利)はい。
- ○13番(福家利) 2点目、「5歳児健診の導入について」。現行の乳幼児健康診査は、母子保健法の規定により、町が乳幼児に対して行っています。生後3~4カ月児、9~10カ月児、1歳6カ月児、2歳児健康相談、3歳児となっています。その後は就学児健診となっています。現行の3歳児から就学児健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加しています発達障害にとって重要な意味を持っています。

発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの障害を総称して呼称したものです。発達障害者支援法が平成17年4月に施行されました。国でも法律が施行されたことに伴い、厚生労働省内に発達障害対策戦略推進本部を設置し、様々な角度から総合的な検討を開始しています。専門家によりますと、広汎性発達障害は5歳ぐらいになって見つかることが多いと言うことです。ところが、5歳児健診を取り入れている自治体が少ないため、この段階で見つけることが難しいと言う点もあります。早期発見、早期療育への対応は、発達障害対策の基本と言われます。対応が遅れるとそれだけ症状が進むとも言われます。また就学前に発見されても、親がその事実を受け入れる時間がかかって、適切な対応、対策を講じることなく、子どもの就学を迎えるため状況を悪化させてしまう現状があります。発達障害者支援法は、国、都道府県、市町村の役割として、発達障害児に対して早期発見のために必要な措置を講じると定めています。本町に早く5歳児健診の導入する考えを町長にお伺いいたします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)議長。
- ○町長(前田)ご質問の「5歳児健診の導入について」お答えをいたします。発達障害者支援法では、発達障害児の早期発見、早期支援が行われるよう地方公共団体の責務として必要な措置を講ずることが定められております。また、厚生労働省の5歳児健康診査の実施方法や体制についての紹介では、5歳児健診を新たに始めるには、発達障害の診断が的確にできる経験豊富な医師の協力や臨床心理士の確保が必要とされております。本町では、5歳児健康診査は現在のところ実施はしておりませんが、発達障害児に対する早期発見のための措置といたしまして、こども園での日常生活の状況の中

から「気づき」や保護者からの「相談」を受け、支援が必要と思われる児童には、言語 聴覚士や早期支援コーディネーター2名が各園を巡回訪問し、児童の様子を観察しな がら、対策方法についての助言や発達にあった支援、保護者相談等を実施しています。

また、子育て支援施設「きらり」では、早期支援コーディネーターによる相談事業を 週1回実施をしております。保護者からの子育ての不安や発達相談、心理検査による支 援体制を整え、発達障害の疑いを精査し、保護者の悩みにも対応しております。

このような事から、5歳児健康診査の導入につきましては、今後の検討課題とさせていただきますが、引き続き、発達障害をもつ児童やその保護者への支援を行っていくとともに、こども園での巡回訪問や「きらり」での相談事業を通じ、早期発見及び早期からの専門的な指導を受けることができるよう取組み、安心して就学できる支援体制を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○13番(福家利)はい、議長、再質問。
- ○議長(河野)福家君。
- ○13番(福家利)5歳児健診をやるには、それぞれ医師、専門的な方の人材がいるというふうに、町長の答弁の中にありますが、香川県の中でもですね、各自治体の中でやってる自治体もありますので、是非ですね、そういったところも参考もしながらですね、これからの検討課題ということもやっていただきたいと思います。それでですね、発達障害の早期発見してですね、切れ目のない支援の充実が必要というふうに定めてるなかでですね、こども園の保育士等の、その気付きに関するその研修はですね、どのようにやってるのかお聞きしたいと思います。
- ○議長 (河野) 杉山子育て支援課長。
- ○議長 (河野) 杉山君。
- 〇子育て支援課長(杉山) ただいまの福家利智子議員の再質問にお答えいたします。こ ども園での発達障害とかの研修についてでございますが、年1回とかではございますが、保育士、参加できるものについては集めまして、全体研修のようなものを行っております。以上でよろしいでしょうか。
- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○13番(福家利)はい、議長、再々質問。
- ○議長(河野)福家君。
- ○13番(福家利) 今、課長の方からですね、年1回に全体の研修をやってるというふうなことをお聞きしました。やはりですね、重要なポイントをリアル的な映像をですね、動画によってですね、よりわかりやすく研修も含めて工夫が必要だと私は思っております。そういったなかでですね、これからの検討課題という町長答弁なので、期待をしながらですね、それぞれの自治体の5歳児健診をやってるところを参考にしながらですね、早く綾川町に導入するように期待をして私の質問を終わりたいと思います。あ

りがとうございました。

- ○議長(河野)以上で、福家君の一般質問を終わります。
- ○議長 (河野) ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 10時28分

再開 午前 10時41分

- ○議長 (河野) それでは一般質問を再開いたします。
- ○議長(河野) 5番、松内広平君。
- ○5番(松内)はい、議長。5番、松内です。
- ○議長 (河野) 松内君。
- ○5番(松内)はい。
- ○議長(河野)なお、松内君は一問一答であります。1問目の質問を許します。
- ○5番(松内) それでは、通告に従いこれより一般質問を行います。

1、「物価上昇への町独自の経済対策を」。総務省が発表した4月の消費者物価指数は、総合指数が101.4となり、前年同月比で2.1%上昇しました。消費増税の影響があった2015年3月以来、7年1カ月ぶりに2%を超えました。コロナ禍における状況や、ウクライナ情勢による資源高で電気代やガソリン価格などエネルギー関連が大きく上昇し、原材料高で食料品も上がったためです。2%の物価上昇は、日銀が目標として掲げており、欧米諸国でも同様の水準を目指しています。物価がこのペースで安定して上がることによって、企業収益の拡大や賃上げにつながり、経済が活性化する好循環が生まれる目安とされています。

しかしながら、日本ではこれまで物価上昇圧力が弱く、上昇率が 2%を超えるのは、消費税を 8%に増税した影響があった時期、 2014年4月からの 1年間を除くと、世界的な資源高だった 2008年の 9月以来、 13年7カ月ぶりのことで、それだけ大きな物価上昇の機会に直面していると言えます。

主な品目別の上昇幅として、ひとつめには、エネルギー関連で19.1%の上昇をしています。ガソリンの補助金等により、伸び率は縮小したもののいまだ高水準であり、電気代は21%、ガソリンは15%上がっています。ふたつめに、生鮮食品以外の食料品としては2.6%上がっています。上げ幅は3月を上回り、原材料価格の高騰で、主に食パンが8%、ハンバーガーが6%が上がり、また、調理カレー16%や食用油36%などの上昇も目立っています。

みっつめに、生鮮食品です。こちらは12.2%上がっています。こちらも3月から伸びが加速しており、たまねぎは98%やキャベツは49%などと大きく上昇し、また、

サケも13%上がっており、ノルウェー産がロシアを迂回して運ぶコスト、ウクライナ 情勢によるコスト等もかさんでいるとみられます。

さらに電気代、小麦の価格は、原燃料価格の高騰が反映されるまでに時間がかかり、 このあとの価格上昇となる予定です。

それでも、他の主要先進国と比べて、日本の物価上昇2.1%はまだまだ鈍く、米国では8.3%、ユーロ圏は7.4%、イギリスは9.0%に達しているのが世界の現状です。いずれにしても、これだけ生活関連の品目が上昇しているインフレの状況は年内続く公算が高く、家計に与える影響は大きいとみられます。

これに対し、政府は4月26日に決定した緊急経済対策として、原油価格や物価の高騰に対し、約6.2兆円規模、事業規模として約13.2兆円の支援策を並べました。「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」と銘打った経済対策は、原油価格高騰対策、エネルギーや原材料などの安定供給対策、中小企業対策、生活困窮者などへの支援の4つの柱から成っています。国を挙げての政策は行われていくものの、一般家庭や、各企業等の事業者ともに、物価上昇により苦しんでおり、今後も厳しい状況は続くことを想定すると、本町としても何らかの対策を講じていくことが必要不可欠であると思われます。最も住民と距離の近いところにある各自治体からの政策は、住民の生の声を反映した政策の実現ができるものと思っております。

そこで、以下の点についてお尋ねします。

- ①一般家庭を対象にした経済対策の実施は。
- ②各企業等の事業者を対象にした経済対策の実施は。
- ③コロナ禍における物価上昇・資源高に対する本町独自の取組みの方向性は。 以上、本件について、執行部の考えをお尋ねします。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)ご質問の「物価上昇への町独自の経済対策を」についてお答えします。本町独自の経済対策につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止に対応するため、令和2年度から、香川県感染拡大防止協力金への上乗せ支給を始めといたしまして、各種事業に取組んでまいりました。昨年度は、中小企業者等の事業継続支援臨時給付金、あやがわ安心飲食認証店応援事業補助金、綾川町営業時間短縮協力金などによりまして、町内事業者への支援を行ってきたところでございます。

また、スマホ決済ポイント還元事業や、スマイルあやがわ応援券発行事業を実施いたしまして、キャッシュレス決済の利用促進や、町内での消費喚起に取組んできたところであります。今年度におきましては、一般家庭を対象とした経済対策といたしまして、20%のプレミアム付きの「スマイルあやがわ応援券発行事業」を継続・実施するとともに、昨今の物価高騰に対して、生活応援のため、補正予算により昨年度を上回る5万

セットの発行を考えております。事業者を対象とした対策といたしましては、「綾川町中小企業者等事業転換支援事業補助金」この制度を創設いたしまして、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、前向きに実施しようとする事業転換に関する取組みを支援することとしております。

また、コロナ禍におきまして原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を地域の実情に応じ、きめ細やかに実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充されております。この交付金を活用し、本町の実情に合った生活支援や、子育て世帯の支援、また、農林水産業や中小企業者等の支援といった施策を立案いたしまして、実施時期、効果を検討しているところであります。今後の、国や県の動向、これを注視しながら、より効果的な経済対策、これに取組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○5番(松内)はい、議長。
- ○議長 (河野) 松内君。
- ○5番(松内)はい。
- ○5番(松内)はい、ご答弁ありがとうございました。今回の物価上昇の2.1%というも のは、この4月以降の状況だと思っております。今、町長からお答えいただいたよう に、ここ数年来、コロナ禍の影響もあり、昨年、一昨年、また、今年度もいろいろな 様々な政策の計画・実施をしていることは十分承知しております。しかしながら、この 4月からは原油高を含めた物価高騰によるというのは、昨年の予算を決める段階では まだまだわからなかったことかもしれないので、そこに合わせた追加の経済対策が必 要ではないのかな、というふうに私は思ってるところです。今回のスマイルあやがわ 応援券にしても、プレミアムにより消費の喚起を行うことができると思っています。 しかしながら事業者については物価高・原油高等により、仕入れの価格が、上昇してお り、その仕入れの価格が上がったからといってなかなか販売する額での転嫁ができず に、今までの販売価格であれば利益を圧縮している、そういったところもあるのでは ないかと思ってます。過去には個人向けの定額給付金等を行って各家庭、各個人向け に一律10万円等の給付を行ったこともあります。これは国の政策ですが、事業者に ついては、売り上げが下がった事業者には町独自で給付金を出したりとか、そのよう な取組みも行ってきておりますが、同じように今回、町独自で事業者含めた、何か先程 政策、転換支援事業については、新しく給付金、補助金を出すという話もありました が、売り上げが下がった事業のみならず、原油高の影響を受けてるとか、今後のそうい う、方向性が見込まれている事業についての取組みも検討していかなければいけない のかな、と思って今回の質問をさせていただいております。現時点で決まってるのは、 先程も申し上げました通り、前年からの政策の延長であると思ってますので、是非、今 の新しく出てきたこの現状を踏まえての新しい政策を、今後検討していただきたいな

と思いまして、再度質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)今、再質問いただきましたけども、先程答弁申し上げましたように国の方からですね、地方創生の臨時交付金、この新型コロナ感染症対応の地方創生臨時交付金、これ拡充をされております。この中にはですね、そういう経済対策、今回のも入っとるわけでございまして、そういうことで、いろんな方策を国やら県やら出しております。国にしても2兆7千億円というこないだの補正予算組みましたけどね、そういうもんも含まれておって、ちっとどう使われていくかという、どう対応していくか、県も今回、定例会開かれておりまして、その中にそういう経済対策も盛り込んでおるということでまだなかなか具体策を出してきておりませんのでね、我々もそれをいろんなこと見極めて、今先程も申し上げましたように、町の政策はこれだというのも立案してですね、時期、そんなんもありますけど、対応していきたいなと、そういうことで考えておりますので、全然検討しとらん話でないので、検討やっておりますんでね、まずこういう国の交付金も利用してというところで、考えております。これだけでは対応できないと思ってますんで、一つよろしくお願いいたします。
- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○5番(松内) ありません。
- ○議長 (河野) はい。
- ○議長(河野)松内君の1問目の質問が終わり2問目の質問を許します。
- ○5番(松内) はい。
- ○5番(松内) 2、「マイクロチップ装着義務化に合わせたペット管理の見直しを」。

近年はペットブームと言われていますが、新型コロナウイルスの影響で巣ごもり需要が拡大し、その波はペット需要に及び、ペット関連市場はさらに大きな成長を遂げています。飼育頭数ですが、狂犬病予防法により登録が義務づけられている犬と異なり、猫の登録は必要なく、公的統計で猫の飼育頭数が分かるデータは見当たりませんが、犬よりも猫の方が多いと言われています。「全国犬猫飼育実態調査」によると、犬・猫の飼育頭数はここ近年、微減ないし横ばいが続いており、2020年の推計飼育頭数は、犬は約849万頭、猫は964万頭となっています。単純計算では、全国民の7人に1人以上が犬もしくは猫のいずかを飼育している計算になります。また、その内訳として、「1年以内の新規飼育者」の飼育頭数は、犬が前年比14%増、猫が同16%増と増加傾向にあり、コロナにより外出を控える生活が続く中、近くのペットショップへ足を運ぶ機会が増え、購入が伸びたと推察しています。こういった時代背景の中、環境省では、「動物の愛護及び管理に関する法律(動物愛護管理法)」の改正に伴い2022年6月1日以降、ブリーダーやペットショップ等での販売される犬や猫について、マイクロチップの装着及び環境大臣指定登録機関への情報登録を義務化しました。改正日以

降ブリーダーやペットショップ等で購入した犬や猫にはマイクロチップが装着されており、飼い主になる際には、飼い主情報の変更登録が必要になってます。

なお、マイクロチップの装着義務があるのはブリーダーやペットショップなど「犬猫等販売業者」であり、一般の飼い主については、知人や動物保護団体などから犬や猫を譲り受けた場合を含めて「努力義務」とされていますが、環境省からは「できるだけ装着を検討いただきたい」とされています。マイクロチップを装着していれば、ペットが行方不明になったり迷子になったりした場合、体内に埋め込んだマイクロチップの情報を読み取ることで、飼い主の元へ返すことができるようになります。東日本大震災でも多くの行方不明の犬猫が発生し、身元確認手段が首輪のみだった犬猫は身元がはっきりしないため 0.5 % 弱しか飼い主のところに戻ってきませんでした、との自治体の調査結果もあります。特に今後は、南海トラフ地震も想定され、災害など不測の事態に遭遇した場合に、多くのペットが行方不明になることが考えられ、その対策としても効果的です。また、飼育放棄を抑止する効果も期待されています。

大や猫を飼っている方へのアンケート調査では、1、「これまで大や猫が迷子になったり逃げ出したりしたことがありますか」、「ある」と回答した方は30.0%。

2、「今後、自分の犬や猫にマイクロチップを装着しますか」に対して、「既に装着している」が27%、「装着する」が21%だった一方で、「装着しない」が25%。「反対」の理由としては、「かわいそう」「身体に異物を入れたくない」など動物自体への影響懸念と、「有料だから」「逃げ出すことがないから」の必要性の有無の意見があったそうです。

マイクロチップは、直径約2mm、長さ1cm程度の円筒形の電子標識器具で、15桁の数字が記録されており、その数字を専用のリーダーで読み取り、データベースに記録されている飼い主情報と照合すれば、ペットの身元を識別できます。チップの装着は動物病院で獣医師によって行われ、犬、猫であれば首の背面に埋め込みますが、過度な痛みはなく、健康への害もなく、ペットの負担も少ないそうです。チップ自体は無料ですが、埋め込み費用が3千円からと、登録料が1千円程度かかります。耐久年数は30年ほどといわれ、電池式でないため半永久的に使用可能です。

そこで、ここまでの点を踏まえ、以下の点についてお尋ねをします。

- ①本町内で把握できている直近の犬・猫の飼育頭数は。猫については、概算の数字としてわかるものはあるのか。
- ②本町のマイクロチップ装着の推進への取組み状況は、広島県や岡山市など、ホームページ等でマイクロチップ義務化について住民へお知らせを行っている自治体も数多くあります。本町のこれまでの取組み状況、今後の取組み予定をお尋ねします。
- ③他市町で実施している装着への補助金の検討は。自治体ごとにマイクロチップの装着割合を高めるため、独自で補助金を実施しています。一例として、名古屋市では1千円、横浜市・鎌倉市では1,500円、町田市では2千円、京都市では全額などです。本町においても、努力義務である個人を対象に、マイクロチップ装着への補助金の検討

を実施してはいかがでしょうか。

- ④本町の施設において、マイクロチップを読み取る専用リーダーを配備しているか。今後の配備計画は。
- ⑤野良犬や猫、迷い犬や猫も含めた、ペットの管理全体に関する本町としての取組みの 方向性は。

以上、本件に関して、執行部の考えをお尋ねします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長(河野)はい。
- ○町長(前田) 2点目でございます、「マイクロチップ装着義務化に合わせたペット管理の見直しを」についてお答えをいたします。

1点目の「本町内で把握できている直近の犬・猫の飼育頭数」についてですが、令和4年3月末時点で「犬の登録数は2,273頭、猫の頭数は把握できておりません。

2点目の「本町のマイクロチップ装着の推進への取組み状況」についてでありますが、これまで広報誌や町ホームページに「動物との正しい接し方」としてマイクロチップ装置に関して広報をしてきましたが、今回の法改正である一般飼い主にマイクロチップ装置の努力義務が課せられるということに関してはまだ周知が出来ておりませんので、今後は普及啓発に努めてまいりたいと考えております。

3点目の「他市町で実施している装着への補助金の検討」についてでありますが、 現在のところ、装着への補助金は予定をしておりませんが、飼い主のニーズの調査も 含め、研究課題といたします。まずは、飼い主が責任を持って狂犬病予防法による犬 の登録を確実にしていただき、鑑札を首輪につける。これを周知してまいりたいと思 います。

4点目の「本町の施設において、マイクロチップを読み取る専用リーダーの配備」でありますが、現在1台の専用リーダーを本庁で配備をしております。今後の配備計画といたしましては、災害時においては所有者が不明の犬・猫が想定されることから、マイクロチップを装着した犬・猫の頭数を確認しながら考えてまいりたいと思います。

5点目の「野良犬や猫、迷い犬や猫も含めた、ペットの管理全体に関する本町としての取組みの方向性」でありますが、香川県では、人と動物との調和のとれた共生社会、この実現に向けて、「香川県動物愛護管理推進計画(第三次)」でありますが、策定をしております。計画の中で市町の役割は、地域に密着した苦情や相談対応・飼い主等への指導・普及啓発・災害時対策など、多岐にわたる重要な役割を市町が担っております。本町といたしましては、「動物は家族の一員」という共生社会に向けた動

物に対する責任意識の浸透、不妊去勢措置の推進や動物の遺棄・虐待の防止、鑑札及 びマイクロチップ装着の促進を、重点的に取組んでまいりたいと考えております。 以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○5番(松内)はい、議長。
- ○議長 (河野) 松内君。
- ○5番(松内)はい。
- ○5番(松内)はい、ご答弁ありがとうございました。再質問をさせていただきたいと思います。4つめの質問の回答で現在マイクロチップを読み取る専用リーダーについては、1台本庁舎にはあるということなんですが、そこでご質問させていただきたいと思いますが、この専用リーダーを実際のところ使ってマイクロチップで個人の、所有者の確認をしたことがあるかどうか、それから6月以前からもですね、このマイクロチップ、装着は義務化ではなかっただけで、このサービス自体は始まっていたと思いますので、以前から入れてる方もきっといるだろうと思います。この2,273頭の中に。販売は6月以降ということですが、それも含めて実際に専用リーダーを使ったことがあるのであればそれによって迷い犬や猫の保護、持ち主のところに返してあげるということがこれまでにできたことがあるのか、ないのか。で、もしあるのであれば、先程、今回の法改正に合わせての周知は、今後普及啓発を図っていくとのことなので、そこにそのマイクロチップを入れていて、本当に良かったという利用者の声を載せてあげて、周知をしてあげるとさらにいいんじゃないかと思うんですが、この点について執行部の考えをお尋ねしたいと思います。お願いします。
- ○議長 (河野) 緒方住民生活課長。
- ○住民生活課長(緒方) 松内議員の再質問にお答えいたします。専用リーダーを使ったことがあるかとのご質問ですが、実際に迷い犬が役場に来てですね、マイクロチップを埋め込んでいるということをお聞きしたので、使ってはみたんですが、十分に読み取れないというか、チップがどこに埋めているのかわからず、元の飼い主に返すことはできませんでした。6月以前からもうサービスがあるということで、十分な周知啓発ができていないというのが現状であります。今、考えているのは、窓口に不妊去勢とか避妊の手術に来た時にですね、マイクロチップの、努力義務について説明をして、また先程の利用者の声もつけて渡したらいいのじゃないかということなので、そちらのほうも、前向きに考えて取組んでいきたいと思います。どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。
- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○5番(松内)はい、議長。
- **○議長(河野)**松内君。
- ○5番(松内)はい。
- ○5番(松内)はい、ご回答ありがとうございました。専用リーダー使ってみたけれど

も、どこにあるか、どこにあるのかわかっていたのかもわかりませんけど、うまく確認ができなかったということで今お伺いしましたが、できたらですね、実際に使ったことがなくてそういうことだったんだろうと思うんですけど、こうモニター的に、試験的にできる研修とかが受けられる施設がきっとあるんじゃないかと思うので、是非使ってみて実際に入ってるその犬猫の確認をして使える状況にしていただきたいなぁ、と思うのが1点と、先程、避妊や去勢の申請に来た時に、お知らせをお渡ししたりということがあったんですが、合わせて、猫については管理が義務化されていないんですが、犬については狂犬病のお知らせのお葉書もたぶんお送りしていると思うので、そのお知らせに含めてマイクロチップの装着の推奨のお知らせみたいなのもつけてもいいんじゃないかなぁと思うんですが、こういった周知も含めながら実際に使える、つけていただける取組みも含めるし、実際に持ってきたけども使えないんではいけないので使えるような取組みも両方合わせて必要なのでそういった取組みを合わせてお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。よろしくお願いします。

- ○**議長(河野)**緒方住民生活課長。
- ○住民生活課長(緒方)松内議員の再々質問にお答えいたしします。いろいろなご提案 どうもありがとうございます。前向きにですね、職員がやっぱり使えないと災害時の 時とかも困りますので、訓練というか、そういう使えるようにしていくのと、また狂犬 病、予防注射の時にもチラシを配布して、普及させていきたいと思います。
- ○議長 (河野) 以上で、松内君の一般質問を終わります。
- ○5番(松内)ありがとうございました。
- ○議長(河野) 1 番、大西哲也君。
- ○1番 (大西) はい、議長、1番、大西哲也。
- ○議長 (河野) 大西君。
- ○議長(河野)なお、大西君は一問一答であります。 1 問目の質問を許します。
- ○1番 (大西) 通告に従い一般質問を行います。

1番、「肥料及び農薬の購入に対する費用の一部補助」。

昨今における物価の上昇は非常に急速であり、農業者にとっても大きな負担と将来への不安を懸念しております。燃料費に資材費、農薬代、また人件費など毎年のように上昇するなか、ロシアのウクライナ侵攻による輸出規制により肥料の高騰も予想されております。日本の農業の発展は農業者の技術の向上は勿論ですが、品種改良、機械化、化成肥料などによる作物の高品質化、生産性の向上、収量の増加など同時に行えたことも大きな理由であります。農作物の販売価格は市場の需給動向に左右され、生産コストを価格に転嫁できる農家はごく一部です。肥料の高騰により、本来必要な肥料や農薬を倹約することにより農作物の品質と収量の低下、利益の低下、離農といった負の結果を生む可能性も十分考えられます。

JA香川県では令和3年度に『大口農家・農業生産法人等対策奨励』という肥料、農薬、資材の購入に対しての助成をする制度を実施しておりますが、1つ、あくまでJA

との取引に限定されていること、2、奨励率は大口の取引によって上がるので取引額が 小さいほどメリットが少ないなど、昨今の急激な物価高において幅広いケースに対応 は出来ていないのが現状です。そこで、綾川町として、小規模農家を含めた肥料及び農 薬の購入に要した費用の一部補助を検討してはいかがでしょうか。

他県の自治体でも沖縄県豊見城市では新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴い、 肥料及び農薬購入への補助を農業者の経営、継続にむけた支援として行っております。

物価の高騰は長期化も予想されておりますが、JAや普及センターとも協力して栽培資料の見直しや営農指導により農業者のコスト意識の向上を見込みつつまずは1年間、肥料及び農薬の購入に要した費用の一部補助を検討してはいかがでしょうか。 以上、本件に関して、執行部の考えをお尋ねします。

- ○議長(河野)前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長(河野)はい、町長。
- 〇町長(前田)議長。
- ○町長(前田)ご質問の「肥料及び農薬の購入に対する費用の一部補助」についてお答えを申し上げます。本町におきましては、県内におきましても早くから、町単独による農業者支援を幅広くやってきたところであります。これは大西議員もよくご承知のことと思います。肥料関連では「有機農業促進対策事業」といたしまして、堆肥の投入に要する経費の助成を、また、農薬関連ではジャンボタニシ、赤カビ病、カメムシ・いもち・紋枯病に対する薬剤の購入や散布費用の助成に取組んでおりまして、昨年度には町道で刈り取った草を使用した「綾川たい肥」、この無償提供も行っております。

肥料の価格につきましては、JA全農は、「過去に経験したことのない、大きな値上げ」として、基準銘柄の高度化成肥料の55%値上げなどを発表しております。原材料の世界的な価格上昇やロシアのウクライナの侵攻、さらには、円安も影響いたしまして、今回の値上げに至っております。JA全農以外の肥料供給業者も相次ぎ、値上げする動きが出ております。これは、農業者への影響も大きいものと考えております。

本町といたしましては、物価高騰に対する経済対策、これを現在検討しているところでありまして、国、県などの動向を注視し、取組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○1番 (大西) はい、議長。
- ○議長(河野)大西君。
- ○1番(大西)ご答弁ありがとうございます。町長より、現状様々な補填はされてるということで、私も十分承知しておりますが、個人農家にとっては、非常に難しい状況もあります。現在農林水産省より対応方針として、土壌診断の適正施肥、低価格肥料の推進、購入先の検討、輸送費カット、また、有機肥料の利用など、様々な提案はされてお

りますが、今時点、目前に迫っている肥料の高騰など、農業者に対して即効性のある対応についてご検討していただけないでしょうか。

- ○**議長(河野)**福家経済課課長。
- ○福家経済課長(福家)はい。
- ○経済課長(福家)大西議員の再質問にお答えをさせていただきます。この物価高に対しましての対応につきましては、先程の松内議員の、質問にもありましたとおり、検討を行っているところでございますので、農業者に対する助成につきましても、総合的に考えての対応といたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- $\bigcirc$ **1番 (大西)** ありません。
- ○議長 (河野) 大西議員の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。
- ○1番(大西)はい。
- ○1番(大西) 2番、「現在の新型コロナ感染対策における情報の周知を」。

日本のコロナ対策は2020年の流行から現在に至るまでワクチン接種などを軸に新型コロナウイルスへの感染拡大の予防を中心に講じておりましたが、これからのコロナ対策とは感染予防は言うまでもなく、コロナ対策によって生じた二次被害の予防にも目を向ける段階にきていると言えるのではないのでしょうか。

経済の停滞、自粛による健康被害(運動不足やコミュニケーション不足による肉体と精神の両面)などに対策が講じられてはおりますが、より注目すべきなのは必要であったことは大前提として、あくまで結果論としては過剰であった側面もあるコロナ対策による、人と人の分断を生み出している現状も大きな問題であると考えます。

現在の新型コロナ感染対策は出入国制限、飲食、イベント、移動やマスクの着用など あらゆる面で緩和の方向が見られますが、それに伴い緩和への賛成と反対などで思想 や考え、環境の違いもある中、様々な考え方が許容されずに同調圧力や差別意識を生み 出しているようにも感じております。

綾川町ホームページでもコロナ感染対策やコロナ感染による人権の配慮は訴えておりますが、さらに町民同士の余計な軋轢を生み出さず、相互理解を深めるためにも綾川町ホームページに掲載されている新型コロナウイルス対策情報や広報などで、

- 1、緩和の方向性の情報発信2、感染対策緩和への相互理解を促す
- 3、更新頻度を増やす、も検討してみてはいかがでしょうか。

厚生労働省HPにもマスクの着用に関する考え方は、リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報を行うとあります。町民同士の分断を生み出さないためにも、よりリアルタイムな新型コロナ感染対策情報の周知を検討してはいかがでしょうか。

以上、本件に関して執行部の考えをお尋ねします。

- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 前田町長。

- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)「現在の新型コロナ感染対策における情報の周知を」についてお答えをいたします。まず、1点目の、「緩和の方向性の情報発信」についてでありますが、香川県、綾川町双方とも感染状況は今のところ減少傾向にあります。

しかし、香川県の対処方針、これは「感染拡大防止対策期」、これが継続をされております。感染者数の下降局面での対応は慎重に行うべきであると考えております。現在、防災行政無線にて感染拡大防止のお願いを放送いたしております。引き続き町民への感染防止対策の徹底・啓発を行っておりますが、香川県の対処方針のレベルが下がり、対策緩和の方向性が示されれば、その情報を発信してまいりたい、そのように考えております。

2点目の「感染対策緩和への相互理解を促す」についてでありますが、先般、厚生労働省からマスクの着用に関する見解が示されました。マスクを着用しなくてよい場面が具体的に提示されましたが、マスクの着用に関しては、最終的な判断はその場その場に応じ、個人の対応に任せられた内容でありまして、町は国や県から発せられた情報をその都度、町民に周知しているところであります。

もちろん、緩和への解釈の違いによる個々の感染対策が原因の中傷や差別はあってはならないことでありますので、お互いの理解が深められるよう、団体や組織内で十分に感染対策を協議していただけるよう啓発を行ってまいりたいと考えております。

3点目の「更新頻度を増やす」についてでありますが、現在、防災行政無線や広報誌等で情報を発信し、また、機会があるごとに町民の皆様に直接お伝えをしており、十分更新された情報をお伝えできておると思っております。ただ、町ホームページにおきましては一部古い情報が残っておりますので、こちらも定期的に更新していきたいと思います。合わせて、フェイスブック等SNSも活用し、周知・啓発に努めてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- O1番 (大西) ありません。
- ○議長(河野) はい。
- ○議長(河野)大西君の2問目の質問が終わります。3問目の質問を許します。
- ○1番(大西)はい。
- ○議長(河野)大西君。
- ○1番(大西) 3、「里地里山の保全について」。

陶地区には十瓶山があり、登山道もありますが複数の私有地に伴い特定の管理者がおらず、維持管理が非常に難しい状況に陥っています。以前は地元の方の善意で賄われていた部分が大きかったのですが、高齢化に伴いとかめ山に至っては放置されているのが現状です。その他、町内にも地区ごとにそういった地元民に愛される里地里山が存在しておりますがどの地域も文化と環境の保全に苦労されているのではないでしょう

か。以下、とかめ山の保全の必要性について4点まとめました。

#### ①登山道の維持

ハイキングコースとして維持管理出来れば、総合運動公園も近く、地元民の健康促進からひいては外部からの登山者の誘致にもつながる可能性があります。

#### ②文化の継承

8番目の讃岐富士、陶富士とも呼ばれる山。昔、黄金を10個の壺に詰めて埋めたことから十瓶山と名付けられました。各所に地鎮さんが祀られており、田植えの前にはいくつかの自治会の豊穣を祈る場となっています。

# ③こども達の環境学習の場

陶校区のこども達は年に数回遠足などで登山しており、校歌の歌詞にも引用されています。

#### ④野生の自然と動物の環境維持

定期的な伐採や落葉かきなどの人為が加えられることによって多様な生態を構成する機能を発揮することができます。

町とし里地里山の保全の必要性について今後検討してはいかがでしょうか。

また、森林環境譲与税の使途範囲を里地里山の保全にも拡げ、伐採した木材の有効活用 (薪などの資源)も視野に検討してはいかがでしょうか。

以上、本件に関して執行部の考えをお尋ねします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)3点目の「里地里山の保全について」お答えいたします。里山は、地域住 民の方々にとっては、心が和む風景であり、守っていく風景であると感じております。 里山保全に関する町内での事例といたしましては、地域住民で組織する「羽床地区里 山の景観を守る会」などがあり、讃岐七富士の一つである堤山、中世の城跡であります 羽床城址の竹林伐採や草刈等の里山保全整備活動を継続的に実施しておられます。活 動の際には、地域住民にボランティアを募り、活動を継続することで、地域での里山保 全の機運醸成と、環境、景観の保全や史跡の保護にもつながるものとなっております。 森林環境譲与税につきましては、造林事業や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進 や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に使途が定められております。 令和4年度は、森林整備の要となる林道の維持管理及び町有林の整備事業や放置竹林 対策等に充てる計画としております。十瓶山等の里山保全や木材の有効活用につきま しては、地域での里山保全の機運醸成が重要であると考えております。そのためには、 まず地域住民が主体となって活動をはじめることが前提となり、その上で、山林所有 者の理解・協力が必要となります。その活動に対する支援につきましては、「緑の募金 助成事業」の活用や、他市町における里山保全での譲与税の活用事例、これを研究して まいりたい、そのように考えております。

以上です。

- ○議長(河野)再質問ございませんか。
- $\bigcirc$  **1番 (大西)** ありません。
- ○議長(河野)はい。
- ○議長(河野)大西君の3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。
- ○1番 (大西) はい。
- ○議長 (河野) 大西君。
- ○1番(大西) 4、「動物行政の具体的な施策や方向性について」。

昨今の人と動物との関係性は昔とは大きく変わり、単なるペットとしてではなく民間業者による犬猫を最後まで看取るペット葬といったサービスも生まれるなど家族の一員として扱われており、また動物愛護管理法の改正によってマイクロチップの義務化など、一人一人が動物に対してより一層の責任を持つことが求められております。綾川町から中讃保険福祉事務所への飼い主不明の引き取り数は平成30年、犬221匹、猫29匹、令和元年、犬162匹、猫13匹、令和2年、犬126匹、猫20匹となっております。引き取り数としては減っておりますが、まだまだ年間100匹以上の犬猫が引き取られ、そのほとんどが殺処分という悲しい形を迎えているのが現状です。

綾川町として殺処分を減らすために今後の動物行政の具体的な施策や方向性についても検討してはいかがでしょうか。

例えば、1つ、飼い主責任などに関する普及啓発。

2、無用な繁殖を防ぐための去勢、避妊手術の補助金の増額。

現在1匹につき3千円の補助を2匹まで申請可能かつ、しっぽの森にて講習を受講していれば1世帯につき5匹までの補助金を受け取れますが、県内でも5千円の補助を交付している自治体もあります。また病院や犬猫の大きさによって異なりますがある動物病院では犬の避妊、2万5、300円。去勢、1万6、500円。猫の避妊、1万9、800円。去勢、1万4、300円の費用がかかります。犬か猫、避妊か去勢によってもこれだけの差額があり、内容に応じた補助金の改訂も必要であると感じます。3、住民同士のトラブルを防ぐための餌やり禁止条例の制定。

4、地域猫活動の実施。地域猫活動をいつでも活用できるよう要綱の作成や相談、周知、体制などの準備を進めてはどうでしょうか。

以上、本件につきまして執行部の考えをお尋ねします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長(河野)町長。
- ○町長(前田)「動物行政の具体的な施策や方向性について」お答えをいたします。

1点目の「飼い主責任などに関する普及啓発」についてでありますが、これは先程松 内議員の質問においても述べましたとおりでございまして、広報誌や町ホームページ で掲載し普及啓発に努めてまいりたいと、そのように考えております。 2点目の「無用な繁殖を防ぐための去勢、避妊手術の補助金の増額」についてでございますが、令和3年度から去勢・避妊手術の補助金の対象頭数を広げ、飼い主のいない大や猫の減少対策を進めておりますので、現在、このところ補助金の増額ということに関しましては予定しておりません。

3点目の「住民同士のトラブルを防ぐための餌やり禁止条例の制定」についてでありますが、無責任な餌やり行為や不適正な飼養によって周囲の生活環境を悪化させたり、生態系への影響があることを町民が認識をしていただくことが重要かと考えております。禁止条例の制定につきましては、他の法令との整合性や政策妥当性を考慮し、罰則等を科する事による実効性の確保、また、行為自体を禁止することによる弊害も考えられます。動物愛護法上では、動物を虐待や遺棄などから守るべき存在でありまして、禁止条例での制限は考えておりません。町といたしましては引き続きですね、餌やり禁止の広報掲載やチラシ等による周知啓発を実施してまいりたいと考えております。

4点目の「地域猫活動の実施」についてでありますが、「動物は地域の一員」に向けての取組みといたしまして、所有者のいない猫の対策は、地域住民主体による活動として重要だと考えております。県内でも地域猫活動に取組んでいる市町もありますが、地域の実情や課題に応じたルールづくりなどは様々であります。今のところ、町内での活動の相談はありませんが、今後将来的に地域猫活動を支援していくためにも、先進地事例等、研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○1番(大西)はい、議長。
- ○議長(河野)大西君。
- ○1番(大西)はい。
- ○1番(大西)ご答弁ありがとうございます。町民からの声として、動物を殺すために税金を使うのではなく、生かすために使ってほしいという切実な声があります。動物行政において、また、殺処分を減らすことに向けて一番に取組むべき案件はどこにあるのか、その考えをお聞かせください。
- ○町長(前田)はい。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい。
- ○議長(河野)町長。
- ○町長(前田) これはですね、今一番に申し上げた1点目のね、飼い主の責任と、これ一番重要だと思うんですね。飼うということに対する。ここをですね、やっぱりしっかり認識してもらって動物を飼っていただく。これが一番かなと思いますので、今後一番に申し上げました、飼い主の責任に関する普及啓発。これをしっかりやっていきたいと思います。以上です。
- ○議長(河野)再々質問はございませんか。

- $\bigcirc$ **1番 (大西)** ありません。
- ○議長(河野)はい。
- ○議長 (河野) 以上で、大西君の一般質問を終わります。
- ○議長(河野) 8番、西村宣之君。
- ○8番(西村)はい、8番、西村。
- ○議長 (河野) 西村君。
- ○8番(西村)通告により発言させていただきます。「もっと健康寿命を延ばす施策を」。 現代の日本においては、平均寿命が男女ともに82歳を超えており、健康寿命も70 歳を超えていますが、その差は縮まらないまま2000年頃より推移しています。その 差を縮める事が社会全体の課題であると考えます。8020推進運動は1989年に スタートし自分の歯を残すことは、食事を楽しむことにとどまらず、全身の健康につな がる事がわかってきました。近年においては、「オーラルフレイル予防」が見直されて います。本町でも30歳から70歳までの町民を対象に5歳間隔に於いて歯科医師会 のご協力のもと、歯周疾患検診の受診券を発送し、歯周病予防を呼びかけ、対応してい ます。令和2年度の高齢化率が35.4パーセントとなり、令和5年度には36.5パー セント、令和22年度には38.6パーセントと増加していくと推計されている。要介 護認定者数の認定率においても20.2パーセント前後で推移しているが、令和7年度 より全ての要介護度での認定者が増加すると予想されます。また、高齢者のアンケート 調査によると、地域住民のグループ活動に参加しても良いと回答した人は過半数が参 加の意向を示しています。と令和3年度の高齢者保険福祉計画にも報告されています。 本町において、平均寿命と健康寿命の差を限りなくゼロに近づける事が大切ではない でしょうか。

現在、町民の健康維持の為のより一層の推進活動が必要ではないでしょうか。これまでの施策だけでなく、町民に対し、より具体的な施策を問うものであります。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)「もっと健康寿命を延ばす施策を」についてお答えをいたします。令和3年度から、特定健診の結果を基に健康年齢を算出し、受診者に個別通知を行っております。これは、健康寿命とは異なるものではありますが、ご自身の健診結果から読み取れる健康状態を年齢として算出したものであります。併せて健診受診の動機づけとなるよう啓発の取組みの一つとしております。健康年齢を知り、実年齢と比較することで、要介護状態の原因となる疾病を予防するための生活習慣改善につながるよう意識づけを行いながら保健活動を行っております。また、医師・保健師・管理栄養士等によります健診結果説明会を、健診受診者を対象に令和3年度は9から10月にかけて4回開催しております。糖尿病や腎臓病等様々な健康に関する内容をテーマとしたいきいきセミナーにつきましては8回開催をしております。令和4年度につきましても、

教室やセミナー、また訪問や電話等による保健活動等を計画しておるところでありま す。地域包括支援センターでは、高齢者の心身の機能低下状態であるフレイルを予防 するために、身近な地域で仲間づくりや筋力アップ等をねらいとした100歳体操を 町内58か所で現在行っております。また、通いの場として町内33か所で開催して おりますいきいきサロン、高齢者学級の際にもフレイル予防や介護予防について講話 等を行っております。コロナ禍で自粛や縮小していた地区もあり保健活動としても十 分とは言えない時期もあったかもしれませんが、徐々に活動は再開されてきているこ と、また新しい生活様式に適応した活動を町民一人ひとり心がけていただいた結果で もありまして、国保データベースから算出された平均余命及び平均自立期間は、コロ ナ禍前後での数値に大きな変化はみられませんでした。具体的に申し上げますと、コ ロナ前の令和元年度の本町の平均余命でございますが、男82.5歳 女86.9歳、 平均自立期間(要支援・要介護)は、男78.9歳 女80.6歳、平均余命と平均自立 期間の差、男が3.6歳 女6.3歳となっております。コロナ禍の令和3年度の平均 余命でございますが、男が82.6歳 女が87.3歳、平均自立期間は、男79.1歳 女80.9歳、平均余命と平均自立期間の差、男3.5歳 女6.4歳となっております。 こういうことから、あまり大きな落ち込みにはなっていないという状況でございます。 今後の状況と併せまして、今後の健康寿命の動向をみていきながら、町民の皆さまの 健康寿命をさらに延ばすことを目的とした事業を引き続き取組んでまいりたい、その ように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○8番(西村)議長。
- ○議長 (河野) 西村君。
- ○8番(西村)ご答弁ありがとうございます。町内においては、平均寿命も健康寿命も比較的延びていると考えられますけれども、県下においては高齢化率は、綾川町の場合は他の市町に比べ比較的高くなっております。これを人口比率で計算してはいないんですけれども、健康寿命をより延ばすことで要介護率を減らすこと、それと保険費の削減の方に向ける対策になるかと感じますが、そのへんの施策は何かありますでしょうか。
- ○**議長(河野)** 土肥健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(土肥)はい。
- ○健康福祉課長(土肥)西村議員の再質問にお答えいたします。これからですね、福祉計画にもあります、第8次介護計画、それにつきましても議員仰るとおり要介護者がこれからかなり増えていくということはもう間違いないということではありますけれども、先程、町長が申しましたようないろんな取組み、さらには、介護支援サポーター等のボランティア等も含めましていろんな活動を進めまして、そのへんの防止に、以下、抑制に、努めていきたいというふうに考えております。以上答弁とさせていただきま

す。

- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○8番(西村)ありません。
- ○議長(河野)はい。
- ○議長 (河野) 以上で、西村君の質問を終わります。
- ○議長(河野)ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 0時59分

- ○議長 (河野) 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。
- ○議長 (河野) 2番、森繁樹君。
- ○2番(森)はい、議長。
- ○議長 (河野) 森君。
- ○2番(森) 2番、森です。よろしくお願いします。
- ○議長(河野)森君。
- ○議長(河野)なお、森君は一問一答であります。1問目の質問を許します。
- ○2番(森)はい、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

全国的にも問題となっている「空き家」に対して、我が綾川町でも「綾川町空家等対策計画」を策定し、対策を講じられており、本年度には空き家実態調査を実施することになっていると思います。前回の調査の結果を具体的にどのように活用し、空き家に対して対策をしてこられましたか。また、前回の調査を踏まえて、今年度の調査でより良くしていこうといった改善点や変更点などはありますか。よろしくお願いします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい。
- ○議長(河野)町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)「空き家実態調査は具体的にどう活用?」ということでお答えをいたします。「空き家実態調査の具体的な活用」についてでありますが、前回の調査結果につきましては、その結果をもとに空き家の管理・利活用・発生抑制についての検討を行い、老朽危険空き家の除却や再利用可能な空き家の利活用等を促進する補助金等を整備してまいってきたところであります。利用実績は、老朽危険空き家の除却が2件、空き家リフォームの補助が6件、若者定住補助金での中古物件に対する補助が43件あります。また、令和4年度からは町独自の事業として、空き家の除却費用の補

助金を新設をしたところであります。

今年度におきましても実態調査を行いまして、空き家の把握に努めるとともに、他の自治体の先進事例等を参考にしながら、積極的に空き家の掘り起しを実施し、移住定住希望者のニーズと空き家所有者とのマッチングの充実を図り、空き家の利活用の推進につなげてまいたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- $\bigcirc$  **2番** (森) ありません。
- ○議長(河野)はい。
- ○議長(河野)森君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。
- ○議長(河野)森君。
- ○2番(森)はい、では続けて2問目の質問をさせていただきます。令和3年度12月の議会の一般質問で空き家に関することがあり、その際の答弁で「空き家バンクへの登録は10件」とありましたが、「かがわ住まいネット」のサイトに掲載している物件数とずいぶん相違がありますが、契約が成立した等の理由でしょうか。また実際に空き家バンクに登録してから売買等の成立等に至った件数をお教えていただけますでしょうか。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) はい、前田町長。
- ○町長(前田)「バンク登録数とWeb掲載数の相違」についてでありますが、「バンク登録数とWeb掲載数の相違」についてですが、お見込みのとおり、売買や賃貸契約が成約したことによりまして、以前の答弁における物件数と現在登録されている物件数は異なっております。また、登録申請が完了してからウェブサイトに掲載されるまでにタイムラグがあるケースもありまして、登録物件数と掲載物件数が異なる場合もあります。これまでの「空き家バンク」に登録された物件の内、売買契約が成立した物件は20件、賃貸借契約が成立した物件は4件であります。今年度は、「空き家バンク」を通じた利活用が増えるよう、実態調査の結果を活かした空き家活用施策の郵送による持ち主に対する情報発信に取組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- $\bigcirc$  2番 (森) ありません。
- ○議長(河野) それでは森君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。
- ○2番(森)はい、先程の空き家バンクの話に関係しての話で3問目に移らせていただきます。移住という視点から考えますと、出来れば県外・町外の方に契約成立してもらうことが望ましいわけですが、より多くの県外・町外の方に閲覧してもらうためには、綾川町が登録する「かがわ住まいネット」のサイトだけではなく、全国的に閲覧のあ

る、民間の不動産情報ウェブサイトにも掲載した方が有効的と思いますが、その件に 関して見解、今後の方針等ありましたらお願いします。

- ○町長(前田)はい。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)「全国的に閲覧のあるサイトへの掲載はどうか?」についてでありますが、県外からの移住という観点では、全国的に閲覧できるウェブサイトは一定の効果があると考えられます。本町におきましては、香川県の空き家バンク制度を活用して空き家の情報登録をしておりまして、民間の不動産ウェブサイト等への掲載については、今後の研究課題としたいと思います。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○2番(森) ありません。
- ○議長 (河野) はい。
- ○議長(河野) 森君の3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。
- ○2番(森)続いて4問目の質問に移らせていただきます。空き家の発生要因の5割強は相続であり、そのうち、所有者の約4分の1が遠隔地に居住していると言われています。空き家が発生してしまった場合、所有者が分からない、所有者が遠方にいる、権利者が複数人いる、対応してくれないなど、解決が困難で事務量も増加するため、空き家になる前の予防が大変重要です。一般的に65歳以上の高齢者しか住んでいない持家のことを空き家予備軍といいます。この予備軍に対して、数などを把握しているでしょうか。また、空き家になる前の早めの対策は行っていますか?またはそのような予定はありますか。以上のことをお聞きしたいと思います。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)「空き家予備軍への対策」についてでありますが、町内における空き家 予備軍につきましては、現在把握はできておりません。ただ、空き家になる前の対策 としまして、空き家管理意識の啓発のチラシの送付や香川県の協力のもと、専門家に よるセミナー等を実施して、所有者等への情報発信及び普及啓発を行っております。 今後、予定している対策につきましては、関係課と連携しながら検討してまいりた い、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○2番(森)はい、議長。
- ○議長 (河野) 森君。
- ○2番(森)はい。
- ○2番(森)答弁ありがとうございました。セミナーを開催してというふうにお伺いしました。私も調べましたところ、令和2年の9月の議会で一般質問でエンディングノ

- ートに関することがありました。エンディングノートの機能として空き家対策の一助となるといった内容で、エンディングノートを活用し、セミナーを開催して終活をもっと啓発していくというような内容でした。その後2年間経ちますが、その成果や感触等ございましたら教えていただけますでしょうか。よろしくお願いします。
- ○いいまち推進室長(福家)はい、議長。
- ○議長 (河野) 福家いいまち推進室長。
- ○いいまち推進室長(福家)はい、議長。
- 〇いいまち推進室長(福家)失礼します。森議員の再質問にお答えをいたします。議員ご質問の、エンディングノートの活用についてはまだできておりませんが、いいまち推進室の方といたしましては、固定資産の納付書を発行するときに、「住宅をお持ちの皆様へ」ということで、できるだけ早く空き家が手の施しようがなくなる前にですね、活用できるようにチラシの方を、導入を平成31年から行っております。で、これによってですね、そういった県外にいらっしゃる財産の管理者に対しての啓発を行っているところでございます。以上です。
- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○2番(森) ありません。
- ○議長(河野)はい。
- ○議長(河野)はい、森君の4問目の質問が終わり、5問目の質問を許します。
- ○議長(河野)森君。
- ○2番(森) はい。
- ○2番(森) 先程の答弁、ありがとうございました。なかなか地道な作業を要するところ もあると思いますが、私も微力ながらお力になれたらという気持ちです。

さて、5問目の質問です。米中に日本が負けない産業として、「観光」があると思います。そして「体験」にお金を使う時代とも言われています。綾川町にも農家民宿で田植え体験があることや、観光・体験限らず、その他PRすることたくさんあることは皆さんよく存じてると思います。もちろん町内に、隣接する市町の方に認知されることも大切ですが、より多くの人に知ってもらうために、さらに町外、県外の人に知ってもらうということは非常に重要と感じます。SNSがこれほどまでに普及した今の時代では、その手段にインフルエンサーと呼ばれる人たちの利用も効果的ではないかと考えますが、その件に関しての見解、今後の方針等あればお聞かせください。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい。
- ○議長(河野)町長。
- ○町長(前田) 「広告・PRについて」のご質問にお答えをします。PRにおいて重要となることは、綾川町の魅力を収集・発信することであります。魅力の収集につきましては、「住まいるあやがわフォトコンテスト」や「#SmileAyagawa(ハッシュタグ すまいるあやがわ)」で、多くの方々に関わっていただいております。また、

発信につきましては、本町におけます観光のPRを行っており、令和2年度にリニューアルオープンしました道の駅滝宮でのポスター掲示やパンフレットの配布をはじめ、ガイドブックや情報誌への広告掲載、新聞やラジオ等での情報発信、さらにはホームページ、SNS等も活用して展開をしているところであります。また、昨年度は高松空港や東京にある瀬戸内旬菜館で、特産品の販売をとおして本町のPRをしてまいりました。今年度の新たな取組みといたしましては、動画作成を予定しております。今後さらなるPRにあたり重要となることは、これまで使用してきた観光スポットや特産品だけでなく、気付いていない本町の魅力をいかに収集し、発信していくかにあると考えております。その手段のひとつとして、インフルエンサーの起用も今後、研究してまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○2番(森)はい、議長。
- ○議長(河野)森君。
- ○2番(森) 先程の答弁ありがとうございました。先日、とある登録100万人を超える y o u t u b e r の方とお話しさせていただく機会がありました。さすがに100万人の登録者数を超えるとなると、ギャランティーがびっくりする金額でもありましたが、参考になることもたくさん聞けました。登録者数(フォロワー)=ギャランティー=費用対効果、というわけではありませんし、大切なのは起用する人物と広告したい対象がマッチするかといったところであると思います。議会でも話題にあがっていて各課の方にも問い合わせがあると思いますが、スケートボードの競技の練習場でありますと、もし設立するのであれば、新設する際に、スケートボードをされてて、かつSNSで有名な方に来てもらうであったり、旅動画をあげている方に流行りのグランピングをしてもらって、田植え体験をしてもらったり、うどんを食べてもらったりといった動画をあげてもらったりと、利害関係が一致すればギャランティーではなく、喜んでオファーを受けてくださる方はたくさんいると思います。そう言ったところも踏まえて是非ご検討をしていっていただけたらと思います。ということで僕の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(河野)以上で、森君の一般質問を終わります。
- ○議長(河野) 4番、三好東曜君。
- ○4番(三好)はい、議長。三好東曜です。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○議長(河野)三好君は一問一答であります。1問目の質問を許します。
- ○4番(三好)はい、みなさんこんにちは。2期目初めての一般質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。
- ○4番 (三好) 私からの一般質問、最初の質問は、「うどんの歴史や作り方に関するパンフレットの作成と海外うどん店への配布及びうどんの歴史学習を伴ったうどん打ち体

験学習講師派遣の助成金創設について」です。今から説明いたします。

綾川町はうどん発祥の町です。うどん発祥の町を国内外で認知してもらうことは綾 川町の観光振興の為に重要な事であることは否定できません。しかしながら、特に海外 ではうどん文化自体が正しく認知されていない事が問題として挙げられます。先日私 は、イギリスの方に渡航してまいったんですけども、イギリスでセレブが通うというN o.1と称されるうどん店に調査に行きました。そこで天ぷらうどんを食べました。し かしながらキッチンが見えたんですね。そこでうどんの玉どりというのがなされてな かった。ごちゃっと、こううどんが固まりになったなかから、店員がうどんをごちゃっ と掴んで、どんぶりにこう、盛りつける様子を私は目撃しました。ここから予想される のは、玉どりしていないことから、茹であがった麺の時間管理も曖昧である事が予想さ れると思います。うどんの作り方からこの調子ですから、うどんの歴史についてはほぼ 無知である事が容易に想像がつくのではないでしょうか。これがロンドンNo.1の現 実かと、少々がっかりしてしまいました。みなさんにお聞きしますが、私たち香川県綾 川町民、言い換えると「うどん県うどん町民」として、このままで良いのでしょうか。 私は良いはずが無いと思います。世界遺産である日本食、そしてそれを代表する麺類の 一つであるうどん、この文化を我々「うどん県うどん町民」は正しく世界に発信する義 務があると思います。私たちはうどん発祥の町に生まれ育ち、生活している、うどん文 化の生き証人です。私たち以外に誰が文化の発信の役割を担えるというのでしょうか。 私は世界の主要都市にあるうどん店にうどんの歴史や作り方に関するパンフレットを 作成し、配り、正しいうどんの文化を積極的に伝えていく義務が「うどん県うどん町う どん発祥の町」綾川町にはあると思います。うどん文化は世界遺産です。ロンドンでの 現状を目の当たりにしまして、このままではいけないと私は強く思いました。今こそ、 正しいうどん文化を世界に発信していく時です。そして、うどん発祥の町、綾川町を世 界に認知していただき、さらなるうどん文化の発展に我々「うどん県うどん町民」であ る綾川町民が貢献していく時だと思います。みなさん、そう思いませんでしょうか?そ こで、私はうどんの歴史や作り方に関するパンフレットの作成と海外うどん店への配 布を提案いたします。是非、シティプロモーションとうどん文化の発信の為に行ってい ただけないでしょうか。これが1点目です。

続きまして、県内で行える効果的な事業としまして、「うどんの歴史学習を伴ったうどん打ち体験学習、講師派遣の助成金創設」を提案させていただきます。これは県内で行われる外国人技能実習生に向けての研修や町内で行われる日本人向けの企業研修、学業研修に向けて、うどん打ちの研修を行う中で、うどん発祥の町をうどんの歴史を踏まえて説明するというものです。また、うどんの歴史と打ち方、町内のうどん店情報などを書いたパンフレットを作成、配布し、受講終了者には名誉うどん町民証明書を渡し、名誉うどん町民として認定する事で、うどん文化の伝承と「うどん発祥の町」の国内外へ向けてのプロモーションを行います。これらの事から「うどん発祥の町綾川町」の認知向上を狙います。助成費用は派遣講師への謝礼と名誉うどん町民証明書の発行

費用、パンフレットの費用です。例えば講師1回の派遣にかかる講師料を1万円とし、毎月5回、年間60回から100回の利用があるならば、60万円から100万円の年間講師料。そして、名誉うどん町民証明書の作成費用とパンフレットの作成費用を合わせて100万円とすると、合計約200万円の予算で実現できます。外国人技能実習生は入国後最低1カ月の日本語研修を受けなくてはいけませんので、日本語教育の一環としてうどん打ち体験をうどん発祥の町で行い、証明書をもらえると一生の思い出になります。きっと綾川町の事をうどん発祥の町として忘れないと思います。そして、祖国に帰った時に思い出話としてその体験を周りの人に話してくれると思います。そうする事で最も自然な形でうどんの歴史とうどん文化は世界に正しく伝わっていき、綾川町のシティプロモーションもゆっくりではありますが、なされていきます。これは、受け手良し、教え手良し、綾川町良しの三方良しの政策だと思います。是非「うどんの歴史学習を伴ったうどん打ち体験学習」講師派遣の助成金創設をしていただきたいと思います。

以上、「うどんの歴史や作り方に関するパンフレットの作成と海外うどん店への配布」 及び「うどんの歴史学習を伴ったうどん打ち体験学習」講師派遣の助成金創設の2点に ついて町の考えをお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)ご質問の「うどんの歴史や作り方に関するパンフレットの作成と海外うどん店への配布及びうどんの歴史学習を伴ったうどん打ち体験学習講師派遣の助成金創設について」ということでお答えをいたします。

うどんは空海が唐から持ち帰り、弟子であり、甥でもある智泉に作り方を伝授され、 滝宮にて両親にふるまったことが讃岐うどんの発祥と言われております。昨年度、観光 庁の「地域の観光資源の磨き上げを通じた域内連携促進に向けた実証事業」におきまして、綾川PROJECTが採択を受け、そのコンテンツの一つとして、「さぬきうどん 発祥の地で体験するうどん打ち講座」を今年の1月に実施をいたしました。その際うど ん打ち初心者の方でも分かりやすいように、さぬきうどんの歴史、打ち方の作業工程が 書かれたパンフレットを作成し、参加者に配布をいたしました。また講師は、讃岐うど ん普及活動及び指導の実績もある綾川町さぬきうどん研究会が務め、うどんの原型と もいえます「はくたく」の作成・試食体験も行い、参加者からの反応も良く、非常に満 足度の高い講座となりました。今年度におきましても、綾川町さぬきうどん研究会の講師のもとで、歴史学習を伴ったうどん打ち体験講座を実施する予定であります。その際 には外国人も含んだ一般の方を対象に町内外間わず広く参加者を募集し、昨年度の経 験を活かして内容のブラッシュアップを行い、さらに満足度が高い体験となるよう努 めてまいります。

今後も、さぬきうどん発祥の町という本町が誇ります歴史、文化の発信を継続してまいります。なお、海外のうどん店につきましては承知をしておりませんので、パンフレ

ット等の配布は、考えておりません。現在では、ネット検索により必要な情報を得ることができると考えております。また、外国人技能実習生は目的を持って来日しております。うどん打ち体験につきましては、興味を持った方が受講しなければ、効果はないものと考えておりますので、講師派遣及び助成金の創設も考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○4番(三好)はい、議長。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○4番(三好)はい。満足いった答弁をいただけたというふうには思ってないですけれ ども、まずネットで検索してうどんの歴史がでてくるっていうのが本当にそうでしょ うか。ネットに綾川町の「うどん発祥の町」って書いてますか。例えばwikiped iaに。うどんの歴史。こういったことできてるんでしょうか。これをやらないってい うのは怠慢だと思います。「うどん発祥の町」って言ってシティプロモーションをやっ てく姿勢っていうのがみせていかないと。綾川町、「うどん発祥の町」じゃなくなって しまいますよ。他にもうどんの、私が発祥の町だという町は他にもあります。ただ、そ れすべて事実かもしれません。同時多発的に始まったのかもしれません。けれども、シ ティプロモーションですよね、これは。町の魅力を発信していきましょう。そして町を 知っていただきましょう。これに積極的な姿勢を見せていただけないと、シティプロ モーションそのものが成り立たない。ここのところを町は、行政はちゃんと考えてい ってほしいんですね。今の答弁だと、やりませんよと言っているのと同じじゃないで すか。ネットの検索、これもう一回考えてほしいですね。で、外国人技能実習生、彼ら が日本に来るのは日本語研修なんですよ。もっとも効果が高い日本語研修というのは、 いろんなところ連れて行ってます。日本語研修で。こんぴらさんに行きました、登りま した、その体験を伴った日本語の研修というのを日本語講師の方はやられてるんです よ。で、これが主体的な研修である必要はないんですね。体験を伴った研修、外国人が 日本に来て、で、そういう体験を伴った研修、綾川町に来て一番体験を伴った研修で滝 宮天満宮行きますか?それとも高鉢山登りますか?私はうどん打ち体験を推していた だきたい。うどん打ち体験をすることで、ただ単に山に登るだとか神社にお参りする だけじゃなくて、香り、もう五感全部使うことになります。食べることになります。こ れがうどん発祥の町、この町でしか目玉としてできない、体験学習なんですよ。これも う一回考えてほしいんですよね。で、興味を持った人だけっていうんじゃなくて、こち らから伝えていく、それがシティプロモーションなんですよ。これプロモーションで す。マーケティングです。我々の町をどうやって売り込んでいくか、ここのところの考 え方が欠如してるんじゃないですか?答弁お願いします。
- ○**議長(河野)**福家経済課長。
- ○経済課長(福家)はい、議長。
- ○議長 (河野) はい、福家君。

- ○経済課長(福家) 三好議員の再質問に答弁をさせていただきます。うどんの歴史につきましては先程答弁にもありました通り、空海が持ち帰ったということから綾川町が讃岐うどん発祥の地と言われております。綾川町には、うどんもそうですけどいろいろ体験もございます。で、綾川町を売り出していくなかで、先程もPRの点でもございましたけれどもいろいろな方法を使って綾川町のPRをしてまいりたいと考えております。で、またうどん打ち体験につきましても、これも今年度、昨年度続きまして、実施する予定にしておりますので、また広く募集をして参加していただければと思っております。以上でございます。
- ○4番(三好)ぜんぜん答えになってないじゃないですか。マーケティングの考え方があるかないかってことを聞いているんですよ。シティプロモーションの考え方。
- ○議長(河野)シティープロモーション。
- ○4番(三好)答弁になってないですよ。今のは。
- ○議長(河野)回答を得られる方はおられませんか。
- ○議長(河野)はい、それではですね、三好君。あなたの考えた通りの答弁にはなってないと、いうようなことでございます。今後考えていくというような答えも今んところはいただいてないというようなところでございますけども、シティプロモーション、町を認知してもらうのにはふさわしいことかもわかりませんけれども、ただいまのところは考えていないというようなことですので、どうでしょうか。
- ○4番(三好)行政からの答弁をいただきたいと思います。
- ○議長 (河野) はい、前田町長いきますか。
- ○町長(前田)はい。
- ○議長(河野)はい、町長。
- ○町長(前田)はい。
- ○町長(前田)シティープロモーションとして、うどん文化の発信のためのパンフレット、これご質問は歴史や作り方に関するパンフレットの作成と海外うどん店への配布の提案ということでございます。これもですね、歴史についてはいろいろな捉え方があるので、発祥の地という、これ議会も30年に、「うどん発祥の町」という宣言をしていただいたという経緯もございます。これはまさに三好議員がお話ししておる、そういうことでまちづくりを進めていけよというひとつの議会の方向であったかなと思っております。うどん作りの作成、うどん店に配布せぇというなかなかうどんというのはなかなか奥が深いもんであって、あなたどういううどんを想像されとんか知らんですけど、我々うどんも打ちますからなかなかそんな簡単に書いたもんでうどんができるかと、いっぺんやにへんの講習受けてうどんができるかと、その文化に触れられるかと、ただ小麦粉をねって塩入れて、塩水で溶いて、伸ばしたもんでないかと、そういうもんで原型としてはそうですよね。しかしなかなか内容は物凄い奥深いもんがあるということであります。そういうことで、なかなかそういうものを文書とかパンフレットにしてというのはなかなか難しいかなと。それは来ていただいて、触れていた

だくいうんが、それが一番必要かなと思いますけれども、これは当然今、福家課長が言っておりますように域内連携、今回やって、手ごたえあった言うことで、また引き続きやるぞということにしてございますので、そういう取組みは今後していくと、いう方向でおりますので。ご理解いただけたらと、そのように思っております。以上です。

- ○議長 (河野) 三好君、よろしいですか。
- ○4番(三好)よろしいですかというのは。
- ○議長 (河野) ただいまの答弁で。
- ○4番(三好)まっすぐ返ってきてないというか、全然違う。僕、こう話してるんですけども、あっちらへんで話されている感じなんですけど、よろしいですかという言われると、よろしくないんですけれど。
- ○議長 (河野) 立てって。
- ○4番(三好)立てって。

はい、これはどうしたらいいですか。私は。この質問に対する答えじゃない答えが返ってくる場合は私はどうしたらいいんですかね。

- ○議長(河野)今、当局が答弁されたのは、当局の考え方としての答えでありまして、三好君が言う遠隔地とのシティプロモーション、また、資料・パンフレット等々の話でございます。それにはちょっと合致してないと。私はお見受けしたわけでございますけども、今後の過程、課題として考えてみたらどうでしょうか。
- ○4番(三好)もう1回、私が今聞いた、お聞きしたことっていうのを繰り返させていただきますとですね、まずネット検索に対して、綾川町のネットで検索をすればいいという答弁だったんですけども、それぞれが、外国の人がですね。それに対して、綾川町は綾川町の名前をそこに入れる、うどんの歴史についての、そういう記述があるかどうか。だとかそこに対する綾川町は「うどん発祥の町」としてのアプローチをしているかどうか。っていうことをお聞きしました。1点目に。で、その後は、シティプロモーションとしてのアプローチとして、マーケティングの考え方で、この綾川町を売り込んでいくっていう考え方があるかどうか。そのことをざっくり言うと、お聞きしたんですけども、全く違う答えをいただくと、もう再質問もできないんですね。で、シティプロモーションとしてこの綾川町の「うどん発祥の町」っていうのをマーケティングの考え方でやっていく意思があるのかどうかっていうのが今の答弁では見えないからそこを示していただきたいと。そういうことをお聞きしたんです。わかりにくい表現だったとしたら、申し訳ありませんけれども、今、再度申し上げましたのでご答弁お願いしたいと思います。
- ○**議長(河野)**福家経済課長。
- ○経済課長(福家)はい議長。
- ○経済課長(福家) 三好議員の質問に対する答弁でございますけれども、マーケティングによるシティプロモーションにつきましては、また、研究をさせていただきたいと思います。

- ○議長 (河野) ただいまの答弁でいかがでしょうか。
- ○4番 (三好) はい、質問です。
- ○議長 (河野) 三好君。
- ○4番(三好)はい、議長。
- ○4番 (三好) はい、研究をするというふうに答弁いただきました。ですので、研究していってください。このこと本当に非常にもう一番大切なところだと思うんです。この「讃岐うどん発祥の町」、「うどん発祥の町」っていうのは、綾川町だけしか持てない世界でナンバーワンになるコンテンツなんですよ。で、ここを掘り下げてプロモーションして、で、世界の人達に綾川町の存在を知っていただく、これは町民全員の利益につながることなんです。経済発展もそのことを利用して、経済政策も作っていけますし、で、我々綾川町民の誇りにもなっていくことです。子どもたちが、「僕の町はうどん発祥の町なんだ」、って言ったら「あぁ~あのうどんの」世界の人から認知してもらえるコンテンツなんですよ。「うどん発祥の町」、綾川町。これ一番大切なことだと思ってるので、シティプロモーション、観光、そういったことについては経済政策もそうです。で、うどんが売れれば当然小麦の生産も増えます。農業政策にもつながったことです。是非、これは行政だけで考えるんじゃなくて専門の、プロのマーケター、農業政策、そして海外の外交政策ですよね。インフルエンサーもそうです。先程話が出ましたけども。そういった方を巻き込んで、行政だけで考えるんじゃなくて、是非進めていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。ご答弁お願いします。
- ○議長(河野)はい、ただいまの再々質問について答弁よろしくお願いします。
- ○議長(河野)福家経済課長。
- ○経済課長(福家)はい、議長。
- ○経済課長(福家)三好議員の質問にお答えをさせていただきます。議員の言われよる ことは、意見参考にいたしまして、研究の方をしてまいりたいと思います。
- ○議長(河野)以上で、三好君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。
- ○4番(三好) それでは、通告に従い2問目の質問に移らせていただきます。

「未成年者への新型コロナワクチン接種推進の取りやめについて」。新型コロナワクチンの未成年者への接種推進を綾川町にはとり止めていただきたいので、質問をさせていただきます。なぜなら未成年者において予防や重篤化を防ぐ為にワクチンを接種するというロジック自体が論理破綻をしており、ワクチン接種の副反応の健康上のリスクが新型コロナ罹患の健康上のリスクを大きく上回る為です。基礎疾患が無い39歳以下で新型コロナウイルスに罹った場合の死亡や重篤症状に陥った方は今までいません。また、ワクチンを複数回打った人程新型コロナウイルスに罹りやすいことが今までのデータの解析によりわかります。

一方令和4年5月10日24時時点でワクチン接種による副反応疑い死亡報告は1,711件、重篤報告は7,142件、あります。10歳~19歳の重篤副反応報告は443人、死亡は6人、20歳~29歳の重篤副反応報告は767人、死亡は31人、3

○歳~39歳の重篤副反応報告は803人、死亡は31人です。このデータからもワクチン接種の重篤、死亡におけるリスクが新型コロナ罹患のリスクを大きく上回る事が言えます。言葉を変えて重篤、死亡という点についてのみ言及すると「39歳以下の新型コロナワクチン接種はリスクしかない」とも言えます。また、ワクチンの4回目接種を行ったイスラエルでは接種後、新型コロナ罹患数が急増したとの報告も上がってきています。

町長は2022年3月議会の厚生常任委員会において、私が「新型コロナワクチンの 未成年者への接種は接種者の12歳から20歳の死亡、重篤、後遺症のデータを見ると リスクしかないので、接種推進をしないで欲しい。もし、綾川町の子どもたちにこのよ うな症状が出た場合、どう責任を取るのか。」との質問に対し、健康福祉課長は「国の 補償規約に準じて補償する」との答弁があり、町長は「当然綾川町としても責任を取る 覚悟で推進する」と答弁されました。現在、ワクチン後遺症の問題が表面化してきてい ます。ワクチン後遺症とは新型コロナワクチンを接種するまでは、基礎疾患もなく健康 に日常生活を送っていた人々がワクチン接種を境に健康状態に異常を見出し、歩行困 難、記憶障害、慢性的なだるさなどを訴え、日常生活が困難になっている事例のことを 指します。この様な事例が数多く、県内でも出てきています。5月14日にサンメッセ で行われた「記録映像ワクチン後遺症」の上映会に参加したところ会場の200席は満 席で私の隣に座られた方のお子さんが正にワクチン後遺症で今も苦しんでいると訴え られていました。この様なワクチン後遺症を訴えられる人々に対して綾川町はどう責 任をとることができるのかをまず明確に示していただけますでしょうか。これが一つ 目の質問です。次にお示しいただきたいのは綾川町においてのワクチン後遺症とみら れる、または疑いがある人の数です。まず綾川町における年代別の新型コロナワクチン 接種率と接種数、そしてワクチン接種後の死亡、重篤、後遺症の数を年代別にそれぞれ 教えていただけたらと思います。それと比較するデータとしまして、町内居住者の新型 コロナ罹患が直接の原因と考えられる死亡、重篤、後遺症の人数を年代別にお示し下さ い。次に、ワクチン接種後に園児、児童、生徒において歩行困難、記憶障害、慢性的な だるさ等ワクチン後遺症の疑いがある人の数を教えて下さい。これらのデータを検証 した上で、ワクチン後遺症のケアプランの確立と相談窓口の設置、そして綾川町の未成 年者へのワクチン接種推進は取りやめていただけますようお願いいたします。ご答弁 よろしくお願いいたします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい。
- ○議長(河野)町長。
- ○町長(前田)「未成年者への新型コロナワクチン接種推進の取りやめについて」ということですが、まず、1点目の「ワクチン後遺症を訴える人々に対する町の責任」についてであります。新型コロナワクチン接種を受けた方に健康被害が生じた場合、国が設けている予防接種法に基づく予防接種後健康被害救済制度があり、救済が受けられる

ということになっております。申請は町で受け、調査委員会を開催して、予防接種との 因果関係が認められるものにつきましては、国に進達をしてまいります。現在までに 3件、これは同一人物であるようでございますが、3件の申請があり、全て国に進達 し、現在国で審査中ということであります。補償金額につきましては制度の中で定め られておりまして、健康被害の状況により支払われます。町は健康被害を受けられた 方に対する救済制度の情報を提供しております。

2点目の「綾川町内のワクチン後遺症疑いの人の数」でございますが、町内でワクチン接種による死亡、重篤な副反応、後遺症は、現在のところ報告がありません。ワクチン接種後、副反応により一時的に体調を崩す方は集団接種会場でもいらっしゃいましたが、後遺症が残ったという報告はありません。先に回答にいたしました、救済制度申請者にも、適切な治療を行い、現在、病状は完治しております。一方、コロナウイルス感染症による死亡、重篤な症状、後遺症についても、町への報告は今のところありません。「ワクチン後遺症のケアプラン」については、特段、作成するものとせず、ワクチン接種後に後遺症とみられる症状が現れた場合は、医療機関を受診していただき、医師の診断を基に対応していただくことになると考えております。また、ワクチン接種後の医学的な相談は香川県のコールセンターでお受けしております。そちらの案内をしておるところでございます。

町は、今後も国や県の方針に従い、ワクチン接種を推進してまいります。ただ、最終的にワクチン接種を決定するのは個人の判断で現在も行っておりますが、ワクチンの効果とともに副反応のリスクについても国からの情報の提供に努めてまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○4番(三好)はい、議長。
- **○議長(河野)**三好君。
- ○4番(三好) 1人報告があるっていう方が救済制度3回も申請してる理由っていうのを、教えていただきたいのと、この完治しているっていうのはどういった状態で完治しているというふうにいうのか。これは救済制度を申請しているにも関わらず救済を受けられていないのに完治しているっていうのがちょっと理解できないので教えていただけたらと思います。次に、町は健康被害の救済制度の情報を提供をするだけで責任を果たすというふうに考えられるのは、町が責任を取るという、責任を取る覚悟でやっていくといういただいたご答弁とは反する、これは国の制度を知らせるだけなので、責任は全くとらないというような態度に見えるんですけれどもここのところ、もうちょっとちゃんとした形でどうやって責任を取るのか、取らないっていうことで方針が変わったっていうことなんでしょうか。で、実際、報告はないけれども潜在的にこのワクチン後遺症になってる方っていうのが存在する可能性が高いんですよね。これだけの副反応とワクチン後遺症っていう、言われてるので。ここを今は存在してない、

表面化してないかもしれないですけれども今後出てくる可能性、もしくはもう今、罹ってるけれども、今そういう状態になっているけれども表面化してない、町が把握してないっていうだけの可能性があるので、是非ここのところを、調査していただきたいんですよね。で、どういった方法でやるかっていうのは、その調査をするにあたって、学校に聞く、病院に聞くのみならず住民に相談窓口を設置してくださいというのはそういう意味ですよね。調査、この内在する可能性というのを拾い上げていただきたい。これをしないと本当に苦しんでいる人たちを治療ができるのにどこに行っていいかわからない。このワクチン後遺症、改善するんですね、もちろん。やっていけば、長い時間かかってですけども改善していくという報告もあがってきております。え、これすべて、私、子どもコロナプラットフォームというところで勉強させていただいてるんですけども、そういったところに窓口っていうのができて救済制度っていうのもあがってきています。ですので、この潜在する可能性を町の方では拾い上げていただきたい。で、国からの情報も大切ですけれども、国からの情報以外の情報も検証していただきたいんですね。それは医師からの情報です。ご答弁お願いします。

- ○**議長(河野)** 土肥健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(土肥)はい、議長。
- ○健康福祉課長(土肥)三好議員の、再質問についてお答えします。その質問の内容は、 一つは申請のあった内容がどういったものかということと、それから町の責任のこと、 それから潜在的な後遺症のある人を町が拾い上げること、でよろしいですかね。
- ○4番(三好)最初は、質問が、3回同じ人が申請して、で、その補償も受けられてないのに完治になったっていうのが信じられない、わからない。どうしてっていう質問です。で、2点目3点目は仰る通りです。
- ○健康福祉課長(土肥)はい、1点目の3件、1人が3回、同じアナフィラキシーに罹りまして、この症状が出たということで、こちらに相談があった件でございます。これにつきましては、医療の方と言いますか、国の方にも上げておるんですが、一応完治というのは本人が医療機関に通いまして、発疹、発熱と数日で治って、後遺症はもうないということなんですが、一応こちらの方に国の救済制度があるということで、それを利用するということで、一応こちらで調査委員会に諮って国に申請しております。
- ○4番(三好) 3回とも?
- ○健康福祉課長(土肥)3回とも。1回目のワクチン接種から3回目の接種まで全部罹ってまして、はい、全部アナフィラキシーに罹りまして、だいたい同じような症状、同じ日数程度で、一応後遺症は残っておりません。一応そういう状況になっております。それから町の責任の方なんですが、これにつきましては予防接種法によります救済措置があります。これにつきましては、町が4分の1、県が4分の1、国が4分の2ですね。この割合でお互い連携を取りながら、そういう、先程言いましたような調査委員会等の結果を踏まえて国の方からの、例えば後遺症が残れば、障害年金等の給付、そういったものにつなげていくという形にしております。それから潜在的な後遺症、これを

拾い上げるということなんですが、とりあえず症状がある場合につきましては綾川町の方では、町の方に、健康福祉課の方にご相談くださいということで申し上げてます。ですから、特段、何もこちらからそういった拾い上げるというスタイルでは現在ございませんが、今後検討してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 以上で、三好君の一般質問を終わります。
- ○4番(三好)ありがとうございました。
- ○議長(河野) 6番、十河茂広君。
- ○6番(十河)議長。
- ○議長 (河野) 十河君。
- ○6番(十河) 6番、十河です。
- ○6番(十河)議長に発言の許可をいただきましたので、通告に従い「公園を核にした町づくりについて」質問をさせていただきます。公明党の十河でございます。よろしくお願いをいたします。町長の4年度施政方針の中に「元気(活気づくり・交流づくり)」と掲げ「身近な公園整備基本計画」に基づき整備中の萱原地区の小羽毛池跡地では、令和4年度中の公園の完成を目指し、町のシンボル的な公園とし、小さなお子さんから高齢の方まで全ての人に配慮した形で整備を行うとあります。それを踏まえて、現在の進捗状況、計画をお伺いいたします。私自身も4年前に議員となった折に、多くの子育て世代の親御さんから公園整備の御要望をいただきました。皆が安心して集いあえる公園を作って欲しいとの声でありました。また高齢の方からは、遊歩道がある公園をとの声でありました。現在、町には設置主体が県、町あわせて20カ所の公園があります。様々目的用途があり、自治会の皆さんで管理している農村公園も9カ所あります。スポーツ施設を要した運動公園も昨年整備して、利用者も増加をしていると聞いております。

今回施工する公園は、住民の方々の町づくりに関する意向を、アンケート調査を行い、また移住者意見交換会を開いていただいた折の意見であったとの調査結果も報告をされています。子どもが安心して外で遊べる空間、徒歩で移動出来て地域の方々とのコミュニケーションが取れる場所が欲しいとの多数の声があったと聞いています。世代関係なく様々な状況の方が安心して集い会えるインクルーシブな公園を求めていると感じています。住民に開かれた公園は、幼児から高齢者まで多くの人々の憩いの場であり、子どもたちの遊び場であります。四季折々を感じながら、たくさんの笑顔を見ることができる公共の施設です。その中には国籍、また、物の価値観や身体面、特に障がいのある方やその保護者も当然含まれます。障がいのある子もない子も皆が一緒に遊び、誰も排除しない公園になることを強く願っているところであります。「誰一人取り残さない」を掲げるSDGsの目標にも関わってきます。その意味で、遊具、トイレに配慮をしていただき、バリアフリー化にも重点を置き、高齢者には健康維持、フレイル予防としての健康遊具の設置を検討していただければありがたく思います。

公園の遊具の安全管理、緑の保全等々様々な維持管理の経費は安価ではないと存じ

ております。また交通アクセス、景観、遠方から来られる方の駐車場整備等、公園の使用に際しての利用しやすい事故のないルール作りなど検討事項はあるかと思いますが、この度の新設する公園が、今後の町の活性化、人口増につながることを期待をいたしております。

上記をふまえまして、以下6点お伺いをいたします。

①施設の維持、防犯、遊具の点検管理の計画はどのようにありますか。②防災(避難所)、また防犯対策はいかがでしょうか。③インクルーシブ公園に対しての町の考え方はをお聞きいたします。④健康遊具の設置計画はいかがでしょうか。⑤移住定住のアピールになるかと思いますが、町の取組みをお伺いいたします。⑥今後同様の町内での公園整備計画はどのようにありますでしょうか。

「集い憩える場所づくり」として、「誰もが愛着をもって利用できる公園として整備、 運営」をするうえで、ご答弁お願いをいたします。

- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)ご質問の「公園を核にした町づくりについて」お答えをいたします。1点目の「施設の維持、防犯、遊具の点検管理の計画について」は、現在、民間事業者に公園施設の維持管理を委託する方向で、交渉中であり、適切な管理に努めてまいりたいと思います。

2点目の「防災(避難所)、防犯対策について」は、防災機能として一時的な避難所としても利用できるように、災害時にかまどとして利用できる『かまどベンチ』、テントを張ることのできます『パーゴラ・シェルター』、仮設トイレとして利用できます『マンホールトイレ』などを設置いたします。また、防犯対策といたしましては、夜間におけます施設の施錠や監視カメラの設置のほか、高松西警察署とも連携をしてまいりたい、そのように考えております。

3点目の「インクルーシブ公園に対しての町の考え方」でありますが、インクルーシブ公園については、年齢や性別、障害の有無にかかわらず誰もが快適に公園を利用できるようにするための、大切な取組みであると考えております。本公園においては、スロープや多目的トイレの設置、車いすでも走行しやすい園路整備などを計画しております。こうした公園整備の考え方は、ここ数年で全国的に広まりつつあることから、今後、国内、県内での整備状況や利用状況などにも注視し、公園整備に活かしてまいります。

4点目の「健康遊具の設置計画」についてでありますが、本公園は子育て世代から要望が多かった身近な公園の1つとして、公園を訪れる誰もが一緒に楽しく遊び、過ごすことができる場所として整備するものであります。健康遊具の設置は計画はしておりませんが、家族で一緒に楽しく過ごせる空間づくりとして、遊具や休憩施設のほか、健康づくりができるよう遊歩道も整備いたします。将来的に、公園の利用状況や周辺部におけます施設の整備状況等を踏まえた上で、健康遊具の設置について検討してまいり

たいと思います。

5点目の「移住定住のアピールとしての町の取組み」についてでありますが、開園に向けて、適切な時期にホームページやSNSなどを通じまして情報発信するとともに、「子育てしやすいまちづくり」を移住パンフレットなど活用して、PRしてまいりたいと考えております。

6点目の「今後の公園整備計画について」でありますが、身近な公園整備基本計画に 基づきまして、順次、計画・整備してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○6番(十河)議長。
- ○議長 (河野) 十河君。
- ○6番(十河)はい。
- ○6番(十河) 失礼します、再質問お願いいたします。今後、今年度中に整備計画を完遂 ということになっておりますけども、大事な部分として、公園のネーミングというと ころにも一つあるかなというふうに思います。綾川町の全体の歴史を踏まえたネーミ ングを決めていくのか、また、それは町が決めていくのか、また、町民の方より公募を いただきながら、今度の公園のネーミングを決めいくのか、そのあたりをお聞きした いと思います。
- ○建設課長(田岡) はい。
- ○議長(河野)田岡建設課長。
- ○建設課長(田岡)失礼をいたします。十河議員の再質問のほうにお答えをいたします。 今回整備を行います公園の名称についてでございますけれども、現時点におきまして は、その決定方法も含めまして検討中でございます。今後ですね、住民の皆さんからの 公募も含めて検討いたしまして、地域の方々が親しみを持てるような名称となるよう 考えたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。
- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- ○6番(十河)議長。
- ○議長(河野) 十河君。
- ○6番(十河)はい、失礼します。再々質問をお願いをいたします。駐車場の整備の件でございますが、今度新しく開園する公園に駐車場は何台停められるスペースがあるのか、また新たな、言うたらメインとなる公園として町外の方含めて、また、イオンにお越しの方含めて移動等々で公園を経験していただく、体験していただく、見ていただく機会があるかと思いますけれども、車で移動する方のキャパの問題で駐車場公園、設置した駐車場の台数以上のことが発生した折の対応を町としては、どのように考えているのか、これは交通事故防止も含めてだと思います。お答えをお願いいたします。
- ○議長(河野)田岡建設課長。
- ○建設課長(田岡) はい議長。

- ○建設課長(田岡) 失礼をいたします。十河議員の再々質問のほうにお答えをいたします。駐車場についてでございますけれども、今回の公園はその規模から、住民の方々にとって、一番身近な、最も身近な街区公園というカテゴリーに入る公園でございます。駐車場の整備台数は、19台を予定をしてございますけれども、こちらにつきましては、国土交通省の平成26年度、都市公園の利用実態調査報告書、こちらによります1へクタールあたりの最大時在園者数や、交通手段分担率から算定をいたしますと、最小値が3台、最大値が16台となってございまして、公園の規模に適した台数であるというふうには考えてはございます。しかしながらこちらにつきましてはあくまで机上による計算に過ぎません。開園当初などは混雑することも予想されますので、現在近隣の駐車場を有する、事業者と協議を行いまして、その利用につきまして、概ね了解をいただいておるところでございます。ですので、今後、詳細につきまして、事業者と協議を続けてまいりたいというふうに考えております。またですね、合わせて綾川駅に近い位置に位置してございますので、公共交通機関の利用についても広報をしてまいりたいというふうに考えております。ということを申し上げまして、お答えとさせていただきます。よろしくお願いします。
- ○議長 (河野) 以上で、十河君の一般質問を終わります。
- ○6番(十河)ありがとうございました。
- ○議長 (河野) ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時29分

- ○議長 (河野) 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。
- ○議長(河野) 9番、大野直樹君。
- ○9番(大野)議長。
- ○議長 (河野) 大野君。
- ○9番 (大野) はい、9番、大野直樹です。
- ○9番(大野) それでは一般質問をさせていただきます。「スポーツ施設の整備について」。 綾川町総合運動公園陸上競技場の天然芝張替及び、体育館の改修工事。

綾川町ふれあい運動公園では人工芝グラウンドの開設及び、体育館駐車場の改修工事が行われ、スポーツや行事を行う上でも非常に素晴らしい施設が出来上がったと感じております。利用される方より、公園内の他の施設でも一部修繕を望む声をお聞きします。多額の税金を投入して整備された運動公園ですので、お金をかけ続けることが難しいとは考えますが、今後の対策も含め本町のお考えをお聞かせください。

## 1、ふれあい運動公園について

トイレについて。現在トイレ改修の計画が進んでいることは承知をしております。しかしながら、以前はテニスコート管理棟横に隣接して設置してありましたトイレが人工芝グラウンドのリニューアル時になくなりました。そこで、今回のトイレ改修はそれを踏まえての改修工事だとは思いますが、現在のトイレは坂道の途中にあることや、インターロッキングの公園の中を通っての利用になります。誰もが安心して利用できる、スポーツやイベントの運営等で利用しやすいよう、人工芝グラウンド北側に隣接できないでしょうか。

クラブハウスについて。クラブハウスの設置を望む声をお聞きします。クラブハウス内に、ユニバーサルトイレを屋内に設置した形でいつでも利用できるようにすることはできないでしょうか。素晴らしい施設ができましたので、その施設を利用するだけではなく、人が集い、本町をPRできるものにするためにも、大会運営やイベント運営を行いやすいクラブハウスを開設していただきたいのですがどのようにお考えでしょうか。

また建設費を抑えるためにもトレーラハウスなどを利用してクラブハウスを設置しているスポーツ施設はたくさんあります。既に、ふれあい運動公園の修繕や整備に対しても費用が掛かっていますが、この整備に対する予算の一部はネーミングライツで対応する形で継続的に支援していただくことが、これからの新しい形だと考えます。

是非前向きに検討していただきたいと思いますがいかがお考えでしょうか。

スケートパーク施設、キャンプ場のリニューアル、多目的グラウンドについて。

スケートパーク。野球場北側のイベント時に駐車場に使っている場所に以前から提案しているスケートパークを設置できないでしょうか。スケートパークの必要性やニーズについては、以前一般質問でも質問をさせていただいていますので必要性は、割愛させていただきますが、是非施設の有効利用としてだけでなく、更なる利用者拡大の意味も含めてご検討をお願いしたいが、本町のお考えをお聞かせください。

キャンプ場。キャンプ場ですが現在の利用率及び人数を教えてください。キャンプ場としての使用だけではなく、ふれあい運動公園を利用する方も利用できる公園とキャンプ場の両方の良いところを取った、キャンプ施設にすることで利用客が喜ぶと考えます。休みの際に、公園だけを利用に来る方も増えると考えますが本町のお考えをお聞かせください。コロナ禍の中、健康ニーズにより、キャンプなどアウトドア需要は1.5倍ほど増えたという報告もあるようです。是非クラウドファンディングなどを利用することで資金の調達だけではなく、開設時に関わり、将来的なファンとして継続利用する人が、本町の魅力発信と関係人口増加につながると考えます。

多目的グラウンド。多目的グラウンドはスポーツのみならず本町の一大イベント、サマーフェスティバル時の駐車場などで利用していることから、使い勝手がいいものでなくてはならないと思います。最近では昔に比べ温度の上昇により、春から秋にかけてスポーツを行う際も非常に暑く日差しの強い日もあります。そこで人工芝グラウンド

にあるような移動式のものでもいいと思いますので、是非ひさしのついたベンチ等の 設置をお願いしたいと思いますが本町のお考えをお聞かせください。

### 2、綾川町総合運動公園について

陸上競技場及び多目的グラウンドの下のトイレについてお聞きします。既存のトイレもいつもきれいに管理されておりますが今後の改修等については現時点でどのようにお考えなのかお答えください。

陸上競技場について、天然芝の張替えや陸上トラックの改修により県下でも有数のスポーツ施設にアップデートされたと思います。また、町民のみならずウォーキングやランニングに来られる方も多く、陸上競技場の利用は、スポーツだけではなく健康の増進にも寄与していると考えます。そこで、先程ふれあい運動公園でもご提案させていただきましたが、屋外用のシェルター、いわゆる、ひさしの設置はできないものでしょうか。雨除け、日除けの効果もあり、日中に運動される方が休憩をする場所や荷物を置く場所、ストレッチなどを楽しむ場所として利用ができます。現状では、大会やイベント時に、道具倉庫に荷物を置いたり、その中で食事をとる選手や関係者もいます。少しでも改善してあげたいと考えております。是非、総合運動公園もネーミングライツなどを利用して更なる健康増進やスポーツ人口を高めるためにも、現在の環境に合わせた施設になるようアップデートをお願いしたいと思いますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いします。

- ○教育長(松井)議長。
- ○議長 (河野) 松井教育長。
- ○教育長(松井)はい。
- ○議長(河野)教育長。
- ○教育長(松井) 大野直樹議員ご質問「スポーツ施設の整備について」お答えいたします。1点目の綾川町ふれあい運動公園についてですが、はじめに、トイレにつきましては、昨年度にトイレも含めた広場の設計を完了しております。トイレは新たに新設するのではなく、北側にある既存のトイレを改修する計画としております。イベント時には、女子トイレが混雑することを考慮して3基から5基に増数し、また、新たに多目的トイレ1箇所を増設することを計画しています。また、誰もが利用できるようスロープを設置し、バリアフリー化をはかり、あわせて樹木の成長によるインターロッキングの不具合の改修も計画しており、安全に利用できるよう努めてまいります。

次に、クラブハウスにつきましては、利用者の利便性を考えると有効な施設であると 思われますが費用対効果、利用頻度等も鑑み、現在のところは計画をしておりません。 併せてネーミングライツにつきましては、ふれあい運動公園を含めた町施設は、比較的 小規模で地元の利用者が中心となっていることから、導入対象施設の選定に際して、住 民の理解、合意を得ることが大切であると考えております。メリットとデメリットをし っかりと見極める必要があるため、引き続き研究課題とさせていただきます。

次に、スケートパークでありますが、ふれあい運動公園に整備することにつきまし

て、利用者数の把握はできていない状況であります。県下の愛好者の状況等、利用頻度も鑑み、引き続き研究課題とさせていただきます。

保険につきましては、施設の不具合が原因による場合の賠償保険に加入しております。

次に、キャンプ場につきましては、コロナ禍で令和2年度は非常に少なかったものの、町内外の利用者あわせて年間400名から500名前後が利用しております。内訳として、子ども会のデイキャンプやイベント等も含まれております。本施設は、体育施設であることから、キャンプ場を中心とした施設整備をしておりませんが、コロナ禍でのアウトドアブームもあり、ニーズもあることから今後の研究課題とさせていただきます。なお、クラウドファンディングにつきましては、町全体として研究してまいります。

次に、多目的グラウンドにつきましては、主にスポーツ少年団の少年野球が定期的に 練習場として使用しています。使用者団体等の意見も伺いながら、今後の研究課題とさ せていただきます。

2点目の綾川町総合運動公園についてですが、はじめに、陸上競技場及び多目的グラウンドの下のトイレにつきましては、現在改修の予定はございません。老朽化の状況をみながら、適宜修繕等を行ってまいります。

次に、陸上競技場につきましては、現在多くの方がウォーキングやランニングでご使用いただいております。日除けとなる場所は、中央通路及び施設の軒がございます。日除けの設置については、強風対策も考慮する必要があり、今後の研究課題とさせていただきます。よろしくお願いします。

以上、大野直樹議員の「スポーツ施設の整備について」の答弁といたします。よろしく お願いします。

- ○議長(河野) 再質問はございませんか。
- ○9番(大野)議長。
- ○議長 (河野) 大野君。
- ○9番(大野)はい。
- ○9番(大野)何点か再質問をさせていただきたいと思います。まずトイレの改修についてですが、坂道になってるので、そのバリアフリー化っていうのはもちろんしていかないかんのかなぁと思うんですけど根本的にバリアフリーの考え方じゃなくて、もうユニバーサルの考え方で始めっからもう想定して作ったほうがいいと思うんですね。今の現状で言うたら坂道からこう右カーブにあがっていくところにトイレがあるので、形状は仕方ないかなぁと。ある程度その斜めに坂道から入っていくんで、ある程度はバリアフリーにしていかんと車いすの方や障がい者の方が、もうあの人ら7センチぐらいの高さがもう上がらなくなってくるんで、その7センチ、5センチ、7センチの段を極力少なくするためには、やっぱしバリアフリーをしていかないかんのですけど、根本的にやっぱこれから作っていくもん直していくもんに関しては、やっぱしもう始

めっからあるものを、こう直すのももちろん大事なんですけど考え方としてはもう初めからそういうのを想定したような考え方にしていただきたいのがひとつと、ネーミングライツとクラウドファンディングなんですけども、ネーミングライツも本当に今後これを検討していっていただきたいなと思うのと、クラウドファンディングも質問でも書かせていただきましたが、関わった人の関係人口が増えるっていう部分と一から関わって育てていくっていう楽しさもありますので是非その少額であろうがなかろうがそのクラウドファンディング、ネーミングライツ等を今後利用していただきたいなと思っております。もう一点が、多目的グラウンドのひさし、ベンチ、ひさしなんですけども、これはある程度スポーツしている、その、スポーツ少年団とかからもある程度要望聞いてますので、是非、人工芝グラウンドにあるベンチが、ひさしが、屋根がついた感じの可動式のぶんだったと思うので、なんかああいう形をうまく利用できる形か、もしくは多目的グラウンドに専用に設置していただきたいと思います。今後そういうことを設置していただきたいと思いますが、ちょっとお考えをお聞かせください。

- **○議長(河野)**小泉生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(小泉) 失礼いたします。大野議員の再質問にお答えいたします。まずトイレ改修の件でございますが、おそらく大野議員が仰ってる箇所は既存の今トイレがある西側のところの坂道かと思っております。で、あの坂道は軽自動車が掃除をする際に入る、入り口としてどうも作ったようでして、確かに勾配がきつい形になっています。で、今回、西側の方から、今さつきが植わってるかと思うんですけど、そちらのほうにユニバーサルデザインを考えたスロープを設置する予定でございます。これが車いすでも上がれる形になっております。で、それから2点目のネーミングライツ、それからクラウドファンディングにつきましては、これに関しましても、それなりの効果等も踏まえてですね、ちょっと研究させていただけたらと思います。それから3点目の多目的グラウンドのふれあい運動公園だと思いますけれども、ひさしに関しては、確かに炎天下、野球をされよるスポ少の方々が、炎天下でやられておると聞いています。簡易テントを、運動公園の方でも、ふれあいの方でも買っております。で、またご質問で言われておった人工芝の方のひさしのような感じのものにつきましては、これからちょっと研究してまいりますので、またよろしくお願いいたします。以上です。
- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- ○9番(大野)はい、ありません。
- ○議長 (河野) はい。
- ○議長(河野)大野君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。
- ○9番(大野)はい。ありがとうございます。2問目に入ります。
- ○9番(大野)「通学路の整備と町営バス利用について」。今年度より綾川中学が誕生しました。ここ数年各地区での交通安全対策や通学路の点検など、十分に対策と整備を行っていただいているとは思いますが、何点かお尋ねをいたします。
  - 1. 県道の整備などを行い、交通安全の確保をしていただいた旧綾上方面からの通学

路ですが、今は夏場で日が沈むのも遅いですが、冬場になるとやはり暗いように感じます。また、交差点付近一部は木の伐採を行って道路整備を行っていただいているようですが、やはり県道沿いの歩道の木々は緑の葉を付けたことから垂れ下がり気味であります。今一度、継続しての木の伐採や管理と、街灯の増設をお願いしたいと思います。

- 2. 旧綾上方面からの通学において、交通事故防止のために様々な対策を行っていただいていることは承知しております。また各地区においても危険箇所の改善・改修にも取組んでいただいていることには同世代の子どもを持つ親としても大変感謝申し上げます。しかしながら、年に数回は交通事故があるようにお聞きします。命を落とすような大きな事故を防ぐためにも、学校での啓発と交通指導をお願いするとともに、再度危険箇所や事故があった場所などの通学路の改善をお願いしたいと思います。
- 3. 今後町営バスを一部スクールバスとして利用する考えはあるのか、ないのか。また、町営バスを利用して登下校を行っている生徒はいるのか、いないのか。土曜日、日曜日に、町営バスを利用して部活動や学校行事に参加している人はいるのか、いないのか。また、把握しているのか、いないのか。
- 4. 今後、町内の町営バスをフル活用するために、小中学生のバスの無料化を行うことで町営バスの利用度が高まると思いますが、どのようにお考えでしょうか。
- 5. 町営バスの日曜日運行などを希望される方の声を多くお聴きします。今後の日曜日等の運行についてお考えをお聞かせください。本数や路線を減らしてでも運行するのか、全くしないのか、考えをお聞かせください。
- 6. 貨客混載での利用について委員会などでも質問が上がっておりましたが、現在の 町の考え方をお聞かせください。よろしくお願いします。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)「通学路の整備と町営バス利用について」にお答えいたします。まず私の 方からね、お答えします。
  - 1点目、令和4年4月に開校いたしました綾川中学校の通学路の整備につきましては、統合準備検討会で議論も経て、警察、道路管理者との協議を重ね進めてきており、この間、歩道の整備とか、街路照明の設置を行ってきたところであります。開校後2カ月が経過をし、再度状況把握と点検に努めております。歩道部にかかる木の伐採や、新たな街路照明の設置を建設課と学校教育課が連携し進めているところであります。今後とも、新たな通学道路だけではなく、全体の通学道路の現状把握、点検を実施し整備をしてまいります。
  - 2点目の、4月以降の小中学生の事故発生の状況は5件であり、いずれも軽微なものでありましたが、事故0件を目指し、今後とも児童生徒の交通指導の徹底に努めてまいります。
    - 3点目の、現在、綾川中学校におけますスクールバスの利用者は25名。タクシー利

用者は9名であります。スクールバス区域でない生徒の町営バスの利用者数でございますが、数人把握しており、また、土日の部活動におけます町営バスの利用についての把握は出来ておりません。町営バスを一部スクールバスとして利用する考えについては、現在のところありません。通学等におけます町営バスの利用は制限していませんが、スクールバスは、継続して状況の推移を注視しながら、現在の運営方法で継続をしてまいる考えであります。

4点目の、小中学生のバスの料金の無料化につきましては、町営バスの運賃は1回100円と低料金に設定しておりまして、現在のところ考えておりません。今後も利用ニーズに応じた利便性を向上させることで利用率の向上を図ってまいりたい、そのように考えております。

5点目の、町営バスの日曜運行、6点目の、貨客混載でありますが、現在「綾川町地域公共交通計画」、これを策定中であります。将来的な公共交通イメージを構築したうえで、それぞれの公共交通のモードに応じた役割や優位性を確認する中で研究してまいりたい、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○9番 (大野) ありません。
- ○議長(河野)はい。
- ○議長(河野)大野君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。
- ○9番(大野)はい、ありがとうございました。3問目に移ります。

「綾川町公共施設等総合管理計画について」お尋ねをいたします。計画の概要を抜粋・要約したものを少しご紹介させていただきます。本町では、昭和 50 年頃の人口増加と高度経済成長に伴う生活環境の変化を背景として、合併前の旧町で整備された多数の公共建築物及びインフラ資産を保有しております。その中でもこれら公共施設等の現状をそのまま維持していくことは非常に困難であると。財政面のみならず、人口構造の変化による公共施設等の需要の変化が想定されている中で、今後の公共施設等によるサービス提供のあり方についても検討していく必要がある、とあります。そのような中で、平成 29年3月に策定した総合管理計画の一番初めに作られたものを、令和3年度には今のものにアップデートしながら、各個別施設計画を反映し、公共施設等の長寿命化等を計画的に行うことにより財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適配置の実現を目指すなど、引き続き公共施設等の総合的かつ計画的な管理を促進する目的として策定したものである。と、あります。そこで、何点かお聞かせいただきたいと思います。

1、役場庁舎について、お尋ねをいたします。今まで一般質問等、委員会等でも庁舎の建て替えについての質問がありました。無駄な投資をする必要はないと考えますが、 綾川町の核でありハブとなる本庁舎の機能は、住民が安心して暮らすことができるための心臓部分になると考えます。昨今の新型コロナウイルス感染症対策として、分散勤 務やリモート会議など様々な工夫と努力をしていただいていることは承知をしております。しかし、裏を返せば感染症対策をはじめ、災害対策を行う上での機能として変化が求められたようにも感じます。そこで今後の建て替え及び、その時期について現時点での本町のお考えをお聞かせください。合わせて隣接する綾南農村環境改善センターについてもお答えをお願いします。

町営住宅についてお尋ねをします。現在、町営住宅として八坂団地、滝宮団地、有岡団地、羽床団地、南原団地、山田団地、改良住宅、サンコーポラスあやかみがありますが、以下何点かお聞かせをください。

- 1.各施設においての、入居率を教えてください。また、あえて100%にできない 理由があるのであれば、それの理由をお願いします。
- 2. 施設において、老朽化や修繕等に費用が掛かる等、今後縮小や廃止する施設があるのかどうかお答えください。
- 3. 今後、空き家利用として、災害時、避難時などの受け入れ利用をする考えはあるのか、ないのか。もちろん受け入れる以上、様々な課題はありますが、本町の考えをお聞かせください。
- 4. 家族の暴力や、貧困など様々な事情で安住できる家がない $10\sim20$ 代の女性を対象とした公営住宅を利用したシェアハウスが大阪市茨木市内に開設をされました。 今後、このような同様な形の利用は可能でしょうか。
- 5. 公営住宅を短期的にお試し住宅として使用していく考えはありますか。公営住宅については様々な目的や制限はあるものの、担当課だけではなく縦横斜めが連携して行政課題に取組むことができると考えます。できる限り、有効活用ができるよう各課の連携もお願いしたくて、質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)ご質問の「綾川町公共施設等総合管理計画について」お答えをいたします。

1点目にご質問の「役場庁舎について」でありますが、令和4年3月に綾川町個別施設計画を策定したところであります。綾川町個別施設計画におきまして、本庁舎は今後10年内に見直すこととしております。本庁舎は昭和48年に完成し、その後、平成21年の耐震改修工事や東館の増築も含めまして修繕、改修を実施しながら、築49年となる現在に至るまで使用を続けております。ご指摘をいただいたとおり、本庁舎機能につきましては、近年風水害等の激甚化、頻発化や南海トラフの地震の危険、新型コロナウイルス感染症等への対応など、防災拠点としての整備や、高齢者、障がい者、子育て世帯等、多様な利用者の誰もが利用しやすい施設への転換など、機能の変化が求められているところであります。本庁舎は老朽化、狭隘化が進み、抜本的な機能の強化が難しい一方で、建替には多額の資金が必要となります。当面は現在の本庁舎を維持修繕して

使用しますが、築60年となる10年後を目途といたしまして、抜本的な機能の改善、強化を目指し、庁舎のあり方を検討してまいりたいと考えております。その際、既存庁舎の大規模改修や建替はもちろんのことでありますが、庁舎の移転や庁舎機能の分散、複合施設としての新築、民間も含めた既存の施設の活用など、あらゆる可能性を排除せずに、令和の時代の綾川町をデザインしていくのにふさわしい本庁舎のあり方を検討していきたい、そのように考えております。なお、綾南農村環境改善センターにつきましては、平成6年の建築であります。現在の本庁舎の整備方針が決まり次第ですね、それに応じ、検討していきたいと考えております。

次に、「町営住宅について」のご質問でありますが、1点目の入居率につきまして、災害用や修繕中、また、除却を見据えて募集を停止している住戸などがあることから、これを除き、八坂団地が98%、滝宮団地が87%、有岡団地が67%、羽床団地が46%、南原団地が50%、山田団地が76%、山田第2団地が88%、改良住宅が46%、サンコーポラスあやかみが100%となっております。

2点目の縮小や廃止の計画については、平成26年3月に「綾川町町営住宅等長寿命 化計画」、これを策定し、南原改良住宅について用途廃止を行うこととしておりまして、 令和5年度には解体工事を実施する予定としております。

3点目の災害時の受入れにつきましては、綾川町地域防災計画に基づきまして、公営住宅の特例使用といたしまして、災害により住宅を失った方に対して仮住宅として提供しております。

4点目の若年女性を対象としたシェアリングの利用についてでありますが、公営住宅につきましては公営住宅法の第45条第1項におきまして、国土交通大臣の承認を得たときは、支障のない範囲で、社会福祉法人等に目的外で使用させることが認められております。しかし特定目的である公営住宅を除く公営住宅の入居率は現在95%となっております。本来の目的による需要が非常に高いことから、現時点におきましてはシェアハウスとしての利用は考えておりません。

5点目のお試し住宅としての使用につきましても、今、先に申し上げた通りでございまして、加えて短期利用となれば旅館業法、この法律との調整も必要となってくることから現時点では考えておりません。

町営住宅におけます空室対策を含む総合的、計画的な管理につきましては、来年度、 見直しを予定しております「綾川町町営住宅等長寿命化計画」の中で検討を行い、適正 な規模による良質な町営住宅ストックの形成に努めてまいりたいと考えております。 以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- $\bigcirc$  **9番 (大野)** ありません。ありがとうございました。
- ○議長 (河野) 以上で、大野君の一般質問を終わります。
- ○議長(河野) 16番、安藤利光君。
- ○16番(安藤)はい、16番、安藤です。

- ○議長 (河野) 安藤君。
- ○議長(河野)なお、安藤君は一問一答であります。 1 問目の質問を許します。
- ○16番(安藤) それでは一般質問をさせていただきます。

まずひとつは「空き家の利活用を」。空き家の利活用が必要です。現在、空き家は県下で8万800戸、町内でも1400戸余りあります。しかし、空き家バンク登録数と成約件数も8件ぐらいでいまひとつのびてない状況かと思います。私は以前、高知県四万十町の空き家の利用について伺いました。四万十町では、貸し手良し、借り手良しと相方がなるように話を進めています。平成26年度からは、以前所有者が持っていたところを借りて、町がきれいにして、これまで32棟つくり、31棟がすでに町民に利用されています。中間管理住宅として行い、四万十町では、空き家としてそのまましておくよりか利用する方がよいとのことで行っております。相手方に喜ばれて、成約件数が増えるようにしています。綾川町も相談件数は多いようですが、もう少し踏みこんで利用が進むようにしてはいかがですか。伺います。四万十町の例も研究したいと言っていましたが、規則も作り、空き家の利活用をしていただきたい。ご答弁よろしくお願いいたします。

- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○町長(前田)ご質問の「空き家の利活用を」についてお答えをいたします。空き家の利活用に関しましては、「香川県空き家バンク制度を活用した綾川町の空き家情報登録・提供制度」を運営し、「空き家リフォーム事業補助金」をはじめ、「IJU(移住)ターン促進住宅支援事業補助金」や「若者定住促進補助金」など移住定住促進施策と一体となった取組みを進めているところでありますが、既存の事業に加えまして、空き家対策をより強化するために新たな取組みを研究しているところであります。議員の質問にありますように高知県四万十町の「移住定住住宅」でありますが、空き家所有者と自治体が賃貸借契約を締結し、その住宅を移住・定住希望者に賃貸する制度でありますが、成約件数も多く先進的な取組みであります。本町といたしましても、大いに参考とすべき事業であると思ってはおります。対象とする地域、又は物件の選定方法や家賃設定等の様々な観点について参考にし、より空き家の利活用が進むような制度設計を検討してまいりたい、そのように考えております。
- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。

答弁とさせていただきます。

- ○16番(安藤) 議長。
- ○議長(河野)安藤君。
- ○16番(安藤) 先進地とか高知県とかね、そういうところでは非常に積極的な取組み をされておりまして、本当にこう、参考にしての、取組みということですが、早く決断

をされてね、ひとつを踏み出していくということが、やっぱりこの対応がいるんではないかなと。前回の四万十町の時も研究・検討ということ言っておりましたが、もう一段と、いいまち推進室という立派な課があるわけですから、やっぱり今の成約件数見ても今一つですからもう少し踏み込んでね、やっぱりこう対策を取っていくということがこんだけの空き家がある中ですね、前向いていくのかなと思うんで再度もうひとつお伺いを、ご答弁をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(河野) 福家いいまち推進室長。
- **〇いいまち推進室長(福家)**失礼します。安藤議員の再質問にお答えをいたします。先程、町長の答弁にもありましたとおり、高知県四万十町の移住定住住宅について、十分に検討してですね、これから制度設計を図っていくところでございますので、もうしばらくお時間をいただきたいと思っています。よろしくお願いをいたします。
- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○16番(安藤) ありません。
- ○議長(河野) はい。
- ○議長(河野)安藤君の1問目の質問が終わり、2問目の質問を許します。
- ○16番(安藤) はい、議長。
- ○議長 (河野) 安藤君。
- ○16番(安藤) はい。
- ○16番(安藤)「火災放送はするように」ということで、令和2年4月からは火災放送がなくなり、住民から"何のために防災行政無線があるのか"等苦情があり、令和2年7月から火災発生時には火災放送は行っています。しかし現在、夜間の放送はしていません。町は12月議会では"今後住民に情報伝達をすることを目的に、昼間と同じように通常放送による火災放送が可能か検討していきたい。"というようなことを答弁されておりますが、どのように検討されていますかお伺いいたします。近所に火災が起きても放送がされない。どこで発生したのかがわからない。放送するようにしていただきたいと思いますが、お伺いをいたします。よろしくお願いします。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい。
- ○町長(前田)「火災放送はするように」ということでのご質問にお答えをいたします。 現在、昼間の火災発生時の火災放送は、火災予防啓発を目的としてサイレン音は流さず、通常放送による放送としております。夜間の火災放送につきましては賛否がありますが、火災予防啓発の観点から、宿直業務の受注業者との協議・調整が整い次第、夜間の火災についても昼間と同様に通常放送による火災放送を試験的に実施をしてまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○16番(安藤)議長。

- ○議長 (河野) 安藤君。
- ○16番(安藤) 放送がされなくなってまた2年経つわけですがやはり、今そのようなことで答弁されましたので是非前向きにね、されるというような方向の答弁と私もお聞きしたわけで。是非そのようになるようにですね、ご期待申し上げまして、またもういっぺん再度ですね、その件のご確認というんですか、ご答弁ももう少し踏み込んで、いわゆる泊りの方との打ち合わせということを言っておりましたが、いつごろくらいからね、そしたら、やるような予定なのか、令和5年度になるのか、それとも今年度にやるのか、もしわかればですね、お答え願いたいと。わからんかったらいいですよ。お聞きしたらと思って。
- ○**議長(河野)**宮前総務課長。
- ○総務課長(宮前)安藤議員再質問にお答えをいたします。答弁にございましたように、 宿直業務の受注業者との協議並びに調整が整い次第ということでご答弁させていただいております。研修等も必要かというふうに考えておりますし、あと、細かい操作作業もございます。そういう観点から本年度中には実施ができるというような体制を整えてまいりたいというふうに存じますのでご理解のほうをいただけたらと思います。よろしくお願いします。
- ○議長 (河野) 再々質問はございませんか。
- ○16番(安藤) ありません。
- ○議長(河野)はい。
- ○議長(河野)安藤君の2問目の質問が終わり、3問目の質問を許します。
- ○16番(安藤)議長。
- ○議長(河野)安藤君。
- ○16番(安藤)「綾上中学校の跡地利用について」伺います。

これまで子どもを守るために力をあわせて頑張ってきた綾上中学校は令和3年度で廃止になり、令和4年4月から綾川中学校となりました。閉校した綾上中学校の跡地利用について、住民からはどのように利用するのか心配の声が出ています。町は"地域活性化につながるよう、町全体の課題として、地域利用、民間活力も活用し、関係機関と連携し、有効利用に取組んで行きたい"と綾川町は3月議会の施政方針で示しましたが、具体的にどのように進めていくのかお伺いいたします。過疎地がますます過疎にならないよう、町は「地域活性化事業費」として、令和4年度から6年度にかけ3億円の事業を行うと述べています。どのような計画で進めるのかお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

- ○議長(河野)前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。
- ○議長 (河野) 町長。
- ○町長(前田)「綾上中学校の跡地利用について」お答えをいたします。綾上中学校の跡地利用につきましては、令和4年度の重点施策に位置付けております「過疎地域活性」

化推進事業」の一環として、その有効活用につなげていくことを考えております。「過 疎地域活性化推進事業」は、住民による課題解決、移住定住及び関係人口の創出、地域 資源の活用、人材発掘などを通じて人口減少が著しい綾上地区の活性化を図ること、 これを目的としております。具体的には過疎地域に指定されております綾上地区に旧 小学校区を単位とした活性化協議会を立ち上げまして、地域住民と行政が連携して活 性化に向けた事業を展開していきたい、そのように考えております。その前段として 意見交換の場を設け、地域のみなさんから地域の課題やその解決に向けた提案などを お伺いし、より実効性のある持続可能な取組みを目指してまいりたいと考えてます。 議員ご質問の綾上中学校の跡地利用につきましては、敷地の一部が土砂災害の警戒区 域に指定されていることや貸与の内容によっては施設整備時における補助金の返還が 発生する可能性があるなど制約があるなかで、民間活用に向けた誘致戦略展開してい かなければなりません。私も、上京する際に、綾上中学校の利活用プロジェクトとして の綾上中学校の動画を持参し、関係者に独自に働きかけも行ってまいりました。現在、 活用に興味のある企業等からの数件の問い合わせは受けております。また、文部科学 省が現在行っております「みんなの廃校プロジェクト」に登録をしまして、活用希望情 報を全国に公表していく考えであります。施設の有効活用はもちろんのことでありま すが、活用事業者と地域住民との連携・交流による地域活性化が図れるような利活用 となるよう取組んでまいりたいと、そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○16番(安藤)議長。
- ○議長(河野)安藤君。
- ○16番(安藤) いわゆる旧小学校単位での意見交換会を、今後開いていきたいということのご答弁がありましたが、やはりその学校施策は本来地域に根差したものということだと思うので、やはりその意見をね、よく聞いていくということでもちろんそうですが、何か代案をもってですね、ある程度意見交換会に持っていかないとですね、ただ意見の交互交換だけしてどうですかどうですかだけでやっぱ押し問答の話になってですね、前向いていかないと思う。ある程度、案を示してね、これ持っていく必要があると思うし、そういった意味で本当に積極的な取組みをされているということなので、是非なんとかね、過疎地にならないように行っていただきたいと、また期待に応えていただきたいということです。それで、特にもう中学校はもう予算を計上して耐震化工事も既に校舎はもう終わっておりますので、そういうふうなしてきたもったいないなぁということも町民から出ておりますので、是非ね、そういうなんも研究して良いものを是非示していただきたいと思うんです。再度ちょっとそのご答弁だけをお願いします。
- ○議長 (河野) 前田町長。
- ○町長(前田)はい、議長。

- ○町長(前田)はい、今、先程申し上げた通りでございます。地域活性化、綾上地区の地域活性化事業ということで、今年取組んでいきます。そういうなかで、先程申し上げたこの活性化、学校の利活用というのはひとつの大きななかのひとつかなと思って、一貫のひとつかなと思っていますので、我々もですね、これからしっかりとですね、取組んでいきたいと。いろんな方向にですね、情報を発信して、多くの方々からそういうことで申し込みとかアプローチいただけたらと思っていますので、あとはですね、地域の住民の方ともそういうことでいろんなことを提案したなかで活性化に努めていきたいなと思っていますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。はい。がんばってやりたいと思います。よろしくお願いします。
- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- ○16番(安藤) ありません。
- ○議長(河野)はい、安藤君の3問目の質問が終わり、4問目の質問を許します。
- **○議長(河野)**安藤君。
- ○16番(安藤)はい、是非よろしくお願いいたします。
- ○16番(安藤)次の「学校給食費の無料化で子育て世代の支援を」ということです。 現在、急激な物価高がくらしを直撃するなかで、住民からはくらしが苦しいのに働く 賃金は上がらない。年金は下がり教育費は高すぎると悲鳴があがっています。しかし、 そのようななかでも、全国の自治体のうち、506市区町村で、平成29年度までで学 校給食費を軽減したり、無償化を、また小・中学校両方で無償化を実施している自治体 は76あります。県内では、坂出市が令和4年度から小学校の給食費を無償化しまし た。直島町でも小・中学校の第2子からは無償化として進んでいます。「世帯収入が減 少する一方で、子どもが学校に通うには多額の金がかかる、保護者の負担を減らして、 子育て支援をすることが求められている。」ことから実施したということを言っており ました。保護者からは負担も軽くなり、町も未納者もなくなったと喜ばれています。憲 法では義務教育は無償化をうたっています。給食費の負担は重すぎます。無償化を進め てはいかがでしょうか。お伺いいたします。コロナ禍の長期化や物価高の中、国も地方 創生臨時交付金で学校給食の負担軽減に向けた取組みを支援しています。検討が必要 ですが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。
- ○議長 (河野) 松井教育長。
- ○教育長(松井)はい、議長。
- ○議長 (河野) 教育長。
- ○教育長(松井)安藤議員のご質問の「学校給食費の無料化で子育て世代の支援を」についてお答えいたします。安藤議員のご質問の「学校給食費の無料化で子育て世代の支援を」について、綾川町では、令和4年度、小学生1カ月1人4,500円、中学生5,330円の給食費を徴収し、学校給食を運営しており、年間総額で小学生4,950万円、中学生2,950万円を徴収いたします。給食費の無料化については、県内では、令和4年度から坂出市が小学生の無料化を実施しています。町において小学生のみ無

償化を実施した場合、年間約5千万円、小・中学校両方の無償化を実施した場合は約8 千万円が必要となります。恒久的に財源の担保が必要であることから、さらに研究を 進めててまいります。また、コロナ禍における物価上昇による影響で、給食費の値上げ についてのご質問ですが、県学校給食会で発注している材料についての問い合わせを したところ、今のところ現在の価格で運営するとの回答を得ており、町給食会で発注 している材料についても、給食費の値上げなしで運営できると判断しています。高松 市では、値上げする金額について、国の地方創生臨時交付金で補助すると聞いており、 町でも今後の状況が激動した場合への対応については、適宜、情報収集を行い、保護者 への負担増にならないように努めてまいります。

以上、質問の答弁といたします。

- ○議長(河野)再質問はございませんか。
- ○16番(安藤)議長。
- **○議長(河野)**安藤君。
- ○16番(安藤) はい。
- ○16番(安藤) 今、多くの保護者がですね、非常にこう経済的に苦しい状況に追い込まれているということです。保護者が学校に支払うお金の中で一番負担が大きいのが学校給食費です。年間約6万円前後になります。学校給食費の無償化を求める声は非常に切実で、各地で運動が起こっています。平成29年度の文科省の調査でも小中学校とも無償化を実施したのは76でしたが、今年3月の全国の44都道府県の調査したところ161に無償化の小学校中学校とも運動の輪が広がっています。学校給食というのは成長期の子どもたちの心身の成長の発達を支えている、しかも給食を通して食について学ぶ教育が非常に欠かせません。教科書と同じように無償化をすべきだというように思います。無償化は進んでおり、どうせやるんなら最後にやるよりかはもう少し早くですね、やるべきじゃなかろうかと、どうせやるのならそのようなことで私も思うわけです。是非この、本当に今のそういう物価高騰の中でですね、非常に苦しい中で、先進町のところもしっかり勉強していただくと同時に、是非踏み込んでいただきたいと思うんで再度お伺いしたいと思うんですが、よろしくご答弁の方を、教育長、お願いいたします。
- ○教育長(松井)議長。
- ○議長 (河野) 松井教育長。
- ○教育長(松井) 失礼します。給食費の保護者負担についてはですね、その年間にしますと6万円程がかかりますが、特にですね、お困りの家庭につきましては就学援助費の申請、そういったもので無償になるということもあります。ですから、学校の申請、または当然保護者の申請になるわけですけどもそういったことで、学費の援助、そういったものを制度ございますので、今のところは給食費の無料化については研究するということで進めておりますので、よろしくご理解ください。以上です。
- ○議長(河野)再々質問はございませんか。

- ○16番(安藤)議長。
- **○議長(河野)**安藤君。
- ○16番(安藤)以前の答弁と同じようなことを聞いたわけですけども、坂出市がね、市長代わってからですね、小学校2,200人の子どもたちに約1億円、市が負担したということを言うとりました。今言うたように本当にこう経済的なね、保護者負担の子育て支援ということで、一応やったということで多額の費用をかけてね、そういった先進の例もありますんで、是非進めていただきたいと。で、直島町でも今言ったように小中学校の第2子からもう既にずいぶん前から無償化しているということですから、そういうあたりもこう、住民の意見を聞いてですね、是非検討していただきたいということです。ご答弁の方はいらんですから、ひとつ是非要請をね、お願いしたいということです。はい。
- ○議長(河野)はい、安藤君の4問目の質問が終わり、5問目の質問を許します。
- ○16番 (安藤) はい。最後の質問ですが「給付金型奨学金制度を設けては」ということです。

優れた素質と強い向学心を持ちながら経済的に進学をすることが難しい学生に対して、教育の機会を与えるためにも、町独自に大学生への給付型奨学金制度を設けてはいかがですか。お伺いいたします。

三豊市では、令和2年度から進学を経済的事情から諦めることがないようにということで、大学生について月5万円を支給しています。該当者は現在20人ということですが、コロナ禍でアルバイトがなくなった上に、家族の収入も減り退学を考える大学生が増えています。奨学金利用の多くは借金です。大学で学んだ学生は社会に出て働き手となり、社会全体の力になります。学生への支援、若い人の定住化促進をする上でも綾川町育英事業の活用について見直してはいかがですか。お伺いいたします。

- ○教育長(松井)議長。
- ○議長 (河野) 松井教育長。
- ○教育長(松井)はい。
- ○議長(河野)教育長。
- ○教育長(松井)安藤議員のご質問の「給付金型奨学金制度を設けては」ということでお答えをいたします。現在、綾川町では、育英奨学金事業へのご厚志を基金として運営しております。社会に有用な人材を育成するため、町在住の学生に貸与型の奨学金制度を実施しています。貸付内容は、大学進学支度金、大学・高校・高等専門学校及び専修学校就学資金で、無利子で貸与して、卒業後、基本的に7年で返済していただいています。また、学生地元就職応援事業として、地元就職された方については、返還金の半額免除制度を設けております。令和4年度の状況として、就学金貸付金は15名の学生が利用し、返還金の半額免除制度は23人の方が申請し、制度を活用していただいています。

議員ご質問の給付型奨学金制度については、町長の令和4年の3月定例議会におけ

る施政方針にて創設するとお約束したところであり、県内では2市2町が実施しております。町といたしましては、経済的な理由により修学が困難であると認められた子どもが、諦めることなく進学できるために、給付型の奨学金制度を創設し、金額、要件等を他市町とのバランス、また、財政面を考慮の上、制度設計を行い、次年度からの実施を目指していく所存であります。

以上、安藤利光議員のご質問の答弁といたします。よろしくお願いします。

- ○議長 (河野) 再質問はございませんか。
- ○16番(安藤) はい。
- ○議長 (河野) 安藤君。
- ○16番(安藤) 先日いただいた町の広報誌にもそのように書いていることは私も知っております。是非次年度からのね、そういった給付型の奨学金ですか、ご期待をしております。特に大学生を抱える保護者からは家族の負担が大きいということを痛切に声が伝わってきますし、200万も借りたらなかなか払えないという実態の状況もあります。踏み込んでやはりそういう面で次年度と言いますけども、早くね、創設していただきたいということで。三豊市の場合は既に4年間の大学生いった方は、月5万円ですから年間60万円、4年間240万ね、支給をしとるということを言っとりました。是非再度ね、積極的なお答えをできたら幸いやと思うんですが、ご答弁お願いいたします。
- ○教育長(松井)議長。
- **○議長(河野)**松井教育長。
- ○教育長(松井)はい。
- ○教育長(松井) 奨学金の給付型については従来から計画と言いますか、そういったご期待に沿えればということで、町長さんの、実際の施政方針にもありました。そういったことで、進学を諦める子がいないようにそしてまた返済で困らないようにということで、また全体日本の、というか町の、日本の、そういった国の為に頑張れる子どもたちを育てていきたいと、このように強く感じております。今後ともよろしくお願いいたします。
- ○議長(河野)再々質問はございませんか。
- ○16番(安藤) ありません。
- ○議長(河野)以上をもちまして安藤君の一般質問を終わります。
- ○16番(安藤) ありがとうございました。
- ○議長(河野)これをもちまして、一般質問を終わります。
- ○議長(河野)お諮りいたします。これより、委員会付託を議題といたします。議案第1号から議案第3号まで、及び議案第5号から報告第2号までをそれぞれ所管する常任委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

○議長(河野)異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第3号までを、及び議

案第5号から報告第2号までをそれぞれ所管する常任委員会に付託することに決定いたしました。

- ○議長(河野)お諮りいたします。議案第4号の「副町長の選任同意」につきましては、本会議最終日に採決したいと思います。これに、ご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって、議案第4号につきましては、本会議最終日に採決することに決定いたしました。
- ○議長 (河野) これをもちまして、本日の日程は、全て終了いたしました。
- ○議長(河野)次の本会議は、6月17日午前10時より再開いたします。本日は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

散会 午後 3時33分

### 令和4年 第3回 綾川町議会定例会会議録

### 綾川町告示第82号

令和4年6月13日綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールに第3回定例会を招集する。

令和4年 6月 6日

綾川町長 前 田 武 俊

開会 令和4年6月13日 午前 9時30分

閉会 令和4年6月17日 午前10時40分(会期5日間)

## 第2日目(6月17日)

### 出席議員16名

- 1番 大西哲也
- 2番 森 繁 樹
- 3番 小田郁生
- 4番 三 好 東 曜
- 5番 松内広平
- 6番 十河茂広
- 7番 植田誠司
- 8番 西村宣之
- 9番 大野直樹
- 10番 岡田芳正
- 11番 井 上 博 道
- 12番 福家 功
- 13番 福家利智子
- 14番 鈴木義明
- 15番 河 野 雅 廣
- 16番 安藤利光

# 欠席議員

なし

#### 会議録署名議員

- 3番 小田郁生
- 4番 三 好 東 曜

# 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 水谷香保里総務課副主幹 穴吹由美議会事務局書記 津村高史

## 地方自治法121条による出席者の氏名

町 長 前 田 武 俊 学 副 町 長 谷 尚 教 育 長 松 井 輝 善 総 務 課 長 宮 前 昭 男 いいまち推進室長 福 家 孝 司 支 所 長 宮 脇 雅彦 税 務 課 長 宮 本 佳 和 学校教育課 長 尚 下 進 生 涯 学 習 課 長 秀 小 泉 城 会計管理者兼会計室長 横 井 邦 洋 建 設 課 長 出 大 史 田 経 済 課 長 福 家 勝 己 副支所長兼長柄ダム再開発事業推進室長 松 原 敏 和 住民生活課長 緒 方 紀 枝 保険年金課長 土肥奈緒美 陶病院事務長 辻 井 武 健康福祉課長 土肥富士三 子育て支援課長 杉山真紀子

## 傍聴人 1人

#### 令和4年第3回 綾川町議会定例会

6月17日 午前10時01分開会

- ○議長(河野)ご静粛に。おはようございます。ただいま、出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから、本会議を再開いたします。
- ○議長 (河野) ただいまより議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長、大野直 樹君。
- ○議会運営委員長(大野)はい。議長。
- ○議長 (河野) 大野君。
- ○議会運営委員長(大野) おはようございます。ただいま、議長より求められました、議会運営委員会のご報告を申し上げます。本日9時より、第2会議室において、議会運営委員会を開催いたしました。開催にあたっては、議会から議会運営委員6名と河野議長、及び議会事務局長が出席し、当局からは前田町長、谷岡副町長、宮前総務課長の出席を求め、最終日における日程等諸般の説明を受け、協議を行いましたので、その結果について、ご報告を申し上げます。

本定例会、開会以降、新たに議事日程に追加すべき案件はありませんでした。この後、 各常任委員会の委員長報告を受けた後、上程されました議案の採決をいただきたいと 思います。

最後に、議事進行につきましては、会議規則を遵守し、円滑な議会運営となりますよう、ご協力を願いますと共に、十分な審議をいただきますようお願いを申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

- ○議長(河野)これより、委員長報告を行います。
- ○議長 (河野) 委員長の報告を求めます。
- ○議長 (河野) 総務常任委員長、松内広平君。
- ○総務常任委員長(松内)はい、議長。
- ○議長 (河野) 松内君。
- ○総務常任委員長(松内)総務常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、6月日午前9時29分より、午前11時1分までの間、綾川町綾南農村環境改善センター2階多目的ホールにおいて総務常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、教育長、関係課長及び課長補 佐、議会事務局より局長が出席し、また5名の傍聴議員の出席がありました。

町長の挨拶を受けた後、早速審議に移りました。

本定例会で当委員会に付託された案件は4件で、これより審議の経過と結果をご報告いたします。

まず、議案第1号「町長の専決処分事項の報告(綾川町議会議員及び綾川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正)について」説明を求めました。 執行部より、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令が、令和4年4月6日に公布、 施行されたことに伴い、同日、施行日とすることから、関係条例を早急に改正する必要が生じ、地方自治法の規定により専決処分をしたので、議会の承認を求めるもので、改正内容としては、最近の物価変動等に鑑み、選挙運動における、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ビラ、ポスターの作成の公営に要する経費に係る限度額を、公職選挙法施行令の基準に合わせて引き上げる改正である。また、令和4年4月17日執行の町長・町議会議員選挙においては、改正後の上限額を適用した。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に、議案第2号「町長の専決処分事項の報告(綾川町税条例の一部を改正する条例) について」説明を求めました。

執行部より、「上位法である、地方税法等の一部を改正する法律及び関係省令等が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれることから、関係条例を早急に改正する必要が生じ、地方自治法の規定により、専決処分を行いましたので、議会の承認を求めるものです。改正内容の主なものとしては、町民税関係では、所得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能となっている上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件を所得税と住民税とで一致させるための規定の整備、また、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の適用期限終了による規定の改正、固定資産税関係では、地価が上昇した住宅用地以外の宅地及び雑種地等で商業地域等の固定資産税の負担軽減策として、本年度分に限り、前年度の課税標準額に令和4年度の評価額の現行5%から軽減した2.5%を加算した額に抑える規定の改正である。」との説明がありました。

特に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。 次に、議案第7号「物品売買契約の締結について」執行部に説明を求めました。

執行部より、「綾川町綾上学校給食調理場の厨房機器を整備するもので、去る5月16日に指名競争入札を執行した結果、四国厨房器製造 株式会社 代表取締役 片岡敦子 氏と消費税込み2,128万5千円で物品売買の仮契約を締結したので、地方自治法の規定により議会の議決が必要であり、本案を提出した。導入機器は、高速度ミキサー以下5品目で、設置後22年を経過していることから今回更新するものである。」との説明がありました。

委員より、「機器ごとの価格の明細と、耐用年数について」質問があり、執行部より、明細については設計書に基づき説明があり、耐用年数については、「およそ10から15年程度である。」との答弁がありました。

次に委員より、「機器の処分料については積算されているか。」との質問があり、執行部より、「処分費、運搬費、機器調整費等を積算で含んでいる。」との答弁がありました。

また、委員より「導入する機器の性能について」の質問があり、執行部より、「導入機器の性能は仕様書に定めており、現状と同等以上で最新のものである。」との答弁がありました。

他に質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なく承認いたしました。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」説明を求め、執行部より、総務 課関係2件に関して、繰越額及び財源、並びに当該事業の進捗状況等について報告を受 けました。

委員より、特に質問はなく、執行部の報告のとおり、承認しました。

次に、議案外審議の中で、重要と判断した事項について、ご報告いたします。

執行部より、「町立小・中学校における新型コロナウイルス感染症における感染者の発生状況と、学級閉鎖や検査実施などの対応状況について」の説明と、「子どものマスク着用について」厚労省・文科省のリーフレットによる説明がありました。

これに対し、委員より、「登下校や学校内におけるマスク着用について不用ではないか」との質問があり、執行部より、「国のリーフレットのとおり、登下校や体育・運動部活動等ではマスク不要と指導している。また、屋内外や他者との距離等の状況に応じて教員が判断している。」との答弁がありました。

また、委員より「子どものマスク着脱については、保護者判断に委ねるべきではないか。またマスクをしないことで差別がないように」との質問があり、執行部より、「国の指針に基づき、周知対応している。また、マスクをしない子どものケアについては、校長会で周知し、各学校で確認をしている。」との答弁がありました。

その他、委員より、「8月7日に綾川町で開催される高校総体自転車ロード競技の現在の状況は。」との質問があり、執行部より、「現在、ボランティアの募集が終了し、想定以上の150名程度の一般ボランティアが集まり、説明会を後日行う予定である。また、6月の広報発送時に通行止めの状況をコース近隣の方に周知を予定している。」との答弁がありました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

- ○**議長(河野)**厚生常任委員長 十河茂広君。
- ○厚生常任委員長 (十河) 議長。
- ○議長 (河野) 十河君。
- ○厚生常任委員長(十河) 6番、十河です。
- ○厚生常任委員長(十河)ただいまより、厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る、6月14日、午後1時30分より午後2時42分までの間、綾南農村環境改善センター2階・多目的ホールにおいて、厚生常任委員会を開催いたしました。出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、関係課長及び課長補佐、議会事務局長が出席し、また、5名の傍聴議員の出席がありました。町長の挨拶を受けた後、さっそく審議に入りました。本定例会で当委員会に付託された案件は、議案3件、報告1件であり、これより審議の経過と結果をご報告いたします。

初めに、議案第3号「町長の専決処分事項の報告(綾川町国民健康保険税条例の一部 改正)」について説明を求めました。

執行部より、「綾川町国民健康保険税条例について、上位法である地方税法施行令等

の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、同年4月1日に施行されることに伴い、国民健康保険税課税限度額が引き上げられることから、条例の一部を改正する必要が生じたが、議会にお諮りする時間がなく、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものである。」との説明がありました。

委員より質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第6号「工事請負契約の締結(令和4年度綾川町立羽床上こども園改修工事(建築))」について説明を求めました。

執行部より、「令和4年度綾川町立羽床上こども園改修工事(建築)の入札会を5月20日に実施し、株式会社村瀬土建 代表取締役 髙橋 茂雄 氏と、消費税込み6,347万円で5月23日に仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の承認を求めるものである。主な改修内容は、保育室、遊戯室、廊下等の内部改修工事、外壁の修繕及び塗装、新規に0歳児を受け入れるための沐浴室と調乳室の新設等である。工期は令和5年3月17日までで、こども園を運営しながら4期に分けて実施する。」との説明がありました。

委員より質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案第8号「令和4年度綾川町一般会計補正予算(第1号)」について説明を 求めました。

執行部より、「歳出では、「民生費」の児童福祉費において、国が新規に実施する、ひとり親世帯以外の「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」で補助金として750万円、その事務に係る経費として委託料などで162万円の増額補正である。また、歳入では、国庫補助金として歳出と同額の912万円の増額補正である。」との説明がありました。

委員より質問はなく、執行部の原案どおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、報告第1号「繰越明許費繰越計算書」について説明を求め、執行部より、「民生費」の社会福祉費で、住民税非課税世帯等臨時特別給付金として3,050万円の繰越、買物弱者支援事業として、イーワ2号車の車両及び架装代金としての500万円の繰越である。」との報告がありました。委員より質問はなく、執行部の報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、議案外審議の中で、重要と判断した事項について、ご報告いたします。

まず、執行部より「綾川町国民健康保険条例施行規則の一部改正」について、新型コロナウイルス感染症に起因する傷病手当金の適用期間の延長についての説明がありました。

次に、執行部より「綾川町国民健康保険運営協議会規則の一部改正」について、委員

の任期の改正についての説明がありました。

また、執行部より、「綾川町特定不妊治療費助成事業実施要綱の一部改正」について、 健康保険が適用になり、県の補助が廃止されたことについての改正及び、一般不妊治療 費助成事業費実施要綱は令和5年3月31日をもって廃止する。」との説明がありました。

また、執行部より、「コロナワクチン接種について、4回目接種の実施計画と3回目接種の実績」、「買物弱者支援事業、インフルエンザ予防接種、あんしんタクシー事業」について令和3年度の実績報告、「PCR検査等助成事業、検査キットの配布」についての事業説明、「町PCR検査センターの6月末での閉鎖」について説明がありました。

これに対して、委員より、「PCR検査の無料化事業は大変よい事業だと思うので、 周知をしっかりしてほしい。」との要望があり、執行部より、「広報誌、町ホームページ で周知しており、現在、フェイスブックへの掲載を準備している。」との答弁がありま した。

また、委員より、「あんしんタクシーの申請率が低いように思う。対象者の条件を見誤っているのでは。今後の展望について」の質問があり、執行部より、「申請者数は昨年度と比較して減少しているが、使用率は増加している。本当に必要な人が利用できていると思う。」、「綾上地区にはデマンドタクシーや町営バスも運行しており、行き届いている。今後、交通会議でも協議する。」との答弁がありました。

また、委員より、「ノババックス社製ワクチンの町内での接種予定」について質問があり、執行部より「町内医療機関に接種希望を募っているが、今のところ希望は無い。 今後も調整していく。」との答弁がありました。

さらに、委員より、「町の『特別の理由による任意予防接種費用助成要綱』に"骨髄移植手術その他特別の理由により"との記載がある。"その他"に小児がんは含まれるのか。他自治体には小児がんを明記しているところもあるので、綾川町が小児がんも対象としているのなら明記してほしい。」との質問があり、執行部より「調査して報告する。」との答弁がありました。

また、執行部より、「マイナンバーカードの取得状況及び県単独事業並びにワンストップサービス」について説明がありました。

これに対して、委員より「マイナポイント付与に関し、関係各課と連携し既存システムの活用を検討してはどうか。」との質問があり、執行部より、「県と他市町の動向を踏まえ、関係各課と連携し考えていきたい。」との答弁がありました。

また、執行部より「こども園の入園申込状況」について報告がありました。

これに対し、委員より「滝宮こども園の園児数の増加及び受け入れ体制」について質問があり、執行部より、「滝宮校区では新興住宅の建設等により園児数が増加しているのが主な理由である。また、受入れ時には、配置基準による定員数を守りつつ、待機児童が出ないように町全体で適正な受け入れに努める。」との答弁がありました。

次に、委員より「旧滝宮保育所解体工事の時期」について質問があり、執行部より「現

在、町PCR検査センターとして利用しており、令和4年度予算には計上していない。 PCR検査センターは閉鎖するが、今後のコロナウイルス感染状況を踏まえ解体時期 については検討したい。」との答弁がありました。

また、委員より「導入予定の保育支援システムの進捗状況」について質問があり、執行部より「令和5年1月からの仮運用、令和5年4月からの本格運用で準備している。」 との答弁がありました。

最後に委員より、「羽床上こども園改修工事については、児童等の安全面に十分配慮 し、施工してほしい。」との要望がありました。

以上で厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

- ○**議長(河野)**建設経済常任委員長 安藤利光君。
- ○建設経済常任委員長(安藤)議長、安藤です。
- ○議長 (河野) 安藤君。
- ○建設経済常任委員長(安藤)ただいまより、建設経済常任委員会の審議内容をご報告いたします。

去る、6月15日午前9時30分より午前11時13分までの間、綾南農村環境改善センター2階・多目的ホールにおいて建設経済常任委員会を開催いたしました。

出席者は、委員全員と議長、執行部より町長、副町長、以下所管する当該職員、そして8名の傍聴議員の出席がありました。町長の挨拶に続き、議案第9号関連で町道認定予定箇所の現地踏査を行った後、さっそく審議に入りました。6月13日の本会議で当委員会に付託された案件は、5件であります。これにより審議の経過と結果をご報告いたします。

最初に、議案第5号「工事請負契約の締結(令和4年度小羽毛池埋立地公園整備工事)について」説明を求めました。

執行部より、「令和4年度小羽毛池埋立地公園整備工事の条件付き一般競争入札を、5月30日に施行した結果、消費税込み1億4,245万円で、株式会社村瀬土建 代表取締役 髙橋茂雄氏と6月1日付けで仮契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、本案を提出した。整備概要としては、芝生広場をメインとして、遊具などを設置するほか、マンホールトイレなどの設置により、災害時にも一時的な避難場所として利用できるように整備する。開園は令和5年4月頃を予定している。」との説明がありました。委員より、「公園の維持管理方法について」質問があり、執行部より、「民間業者への業務委託を予定している。費用及び管理内容については現在調整中である。」との答弁がありました。また、委員より「どのような遊具を設置するのか。」との質問があり、執行部より、「幼児や児童を対象とした遊具であり、企業から寄贈していただく予定である。」との答弁がありました。他に委員より質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、議案第8号「令和4年度綾川町一般会計補正予算(第1号)について」説明を 求めました。 執行部より、経済課関係で「コロナ禍において原油価格や物価高騰の影響を受けている生活者支援をさらに充実させ、それによる経済活動の活性化を図ることを目的として、20%のプレミアム付きあやがわスマイル応援券を3万セット追加発行するものであり、応援券の発行費用及び商工会への委託料、郵送料などで、合計3億6,457万6千円の増額補正を行うものである。」との説明がありました。

委員より、「あやがわスマイル応援券の募集時期について」質問があり、執行部より、 「広報あやがわ7月号で、募集記事を掲載し、7月下旬から募集開始を予定している。」 との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に、議案第9号「町道の路線認定について」説明を求めました。

執行部より、「先ほど現地踏査を実施した綾川駅東団地1号線及び2号線については、 平成30年9月5日及び令和3年3月1日の2期に渡り開発許可を受け造成された団 地内の開発道路であり、「町道路線の認定基準」第3条第1項第9号の規定を満たすこ とから道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものである。」との説明が ありました。

委員より、「団地内にある町道認定基準を満たしていない道路の取り扱い」について質問があり、執行部より、「開発事業者と維持管理に関する協定を結んでおり、日常的な維持管理は事業者や居住者が行い、大規模な修繕が必要な場合は、町道部分と一体的に町が行う。」との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、委員全員異議なくこれを承認しました。

次に執行部より、報告第1号「繰越明許費繰越計算書について」説明を求め、経済課関係3件、建設課関係6件に関して、繰越額及び財源、並びに当該事業の進捗状況について報告を受けました。

委員より「繰越事業について、早期の実施をお願いしたい。」との要望があり、執行 部より「早期の事業完了に努める。」との答弁がありました。

他に委員より質問はなく、執行部報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いたしました。

次に、執行部より、報告第2号「令和3年度(第17期)有限会社綾歌南部農業振興公社決算について」及び「令和4年度(第18期)有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」定時株主総会議案書を基に報告がありました。

委員より「小型トラクター等貸出事業の貸出料金の設定について」質問があり、執行部より「料金設定については全国の類似事例を調査中であり、料金が決定次第報告したい。」との答弁がありました。

また、委員より「長野県へのそば粉の製粉委託について」質問があり、執行部より「製粉料は、1 kg当たり300円程度である。公社としては、石臼挽きにこだわっている。」との答弁がありました。

他に委員よりの質問はなく、執行部報告のとおり、委員全員異議なくこれを承認いた

しました。

次に、議案外審議の中で、重要と判断した事項について、ご報告いたします。

その他として、執行部より、経済課関係で「綾川町中小企業者等事業転換支援事業補助金交付要綱の制定について、株式会社綾南プラザ決算結了について、令和3年度道の駅滝宮・綾川町うどん会館の入場者数・売上高の実績報告について、令和3年度あやがわスマイル応援券発行事業について」の4点について説明がありました。

委員より「うどん会館の空きテナントの状況について」質問があり、執行部より「指定管理者の穴吹エンタープライズが募集しているが、コロナ禍で事業者の新規出店意欲が低い傾向であり、まだ決まっていない状況である。引き続き出店者を募集していく。」との答弁がありました。また、委員より「道の駅滝宮店舗前の駐車場について」質問があり、執行部より「指定管理者である穴吹エンタープライズに確認し、駐車場の利用状況等を把握していきたい。」との答弁がありました。

次に、委員より、「町道の整備計画等の見える化及び町民の意見を反映する為のSNSを活用した維持管理について」の質問があり、執行部より「町道の維持管理については自治会などの協力を得ながら行っており、町においても年4回定期パトロールを行い予防保全に努めている。修繕計画などについては、今後検討していく。また、SNSなどの通報システムは今後の研究課題としたい。」との答弁がありました。

また、委員より、「町道脇線の舗装修繕について」質問があり、執行部より「現状を確認し、必要に応じて対応していく。」との答弁がありました。

次に、委員より「物価高騰における支援対策について及び水田活用の直接支払交付金における交付対象水田の見直しについて」質問があり、執行部より「経済対策としては各課からの提出があった事業を取りまとめ、総合的に取り組んでいく。また、交付対象水田の見直しについては、県へ要望していく考えである。」との答弁がありました。

次に、委員より「畑田地区のまちづくりとしての道路計画について」質問があり、執行部より「まちづくりに道路は重要であると認識している。都市計画マスタープランとの整合性を図りながら、関係各課と共に検討していく。」との答弁がありました。

以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。

- ○議長 (河野) これをもって、委員長報告を終わります。
- ○議長 (河野) これより、採決を行います。
- ○**議長(河野)** 議案第1号、「町長の専決処分事項の報告について」から議案第3号、「町 長の専決処分事項の報告について」までの3件を一括して採決いたします。
- ○議長(河野)これら3件を、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第1号から議案第3号までの3件は、原 案のとおり承認されました。
- ○議長(河野)議案第4号、「副町長の選任につき同意を求めることについて」を採決いたします。なお、議場内に本人がおります。谷岡副町長の退場を求めます。

(谷岡副町長、退場)

- ○議長 (河野) この採決は、人事案件でございますので、起立によって行います。
- ○議長(河野)本件に同意することに賛成の諸君は、ご起立願います。 (起立14名)
- ○議長(河野)起立多数でございます。ありがとうございました。よって副町長に谷岡学氏を選任同意することに決定いたしました。
- ○議長(河野) 谷岡副町長の入場を許可します。(谷岡副町長、入場)
- ○議長(河野) 谷岡副町長に告知します。ただいまの、副町長の選任同意については同意 されました。
- ○議長(河野)ここで、副町長に選任同意されました、谷岡学氏から、受諾の挨拶をいただきたいと思います。どうぞ、演壇にお進み下さい。
- ○副町長(谷岡) 失礼をいたします。河野議長に許可を頂き、ご挨拶を申し上げます。 ただいま、本会議におきまして議員各位のご高配により、ご同意を頂き、副町長に再 任いただきました。 身に余る光栄であります。心から感謝申し上げる次第でございます。

平成30年6月議会におきまして、副町長を拝命いたしました。過去4年間この重責を務めることができましたのも、ひとえに議員各位のご支援、ご指導の賜物であると存じております。

再任されました今後も、微力ではありますが、前田町長を補佐し、町民の皆様から信頼をいただき、政策の推進に努力してまいりたいと存じます。今後とも、ご指導ご鞭撻の程お願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(河野)議案第5号、「工事請負契約の締結について」及び議案第6号、「工事請負契約の締結について」の2件を一括して採決いたします。
- ○議長(河野) これら2件を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第5号及び議案第6号の2件は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(河野)議案第7号、「物品売買契約の締結について」を、採決いたします。
- ○議長(河野)本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(河野) 議案第8号、「令和4年度 一般会計補正予算(第1号) について」を採決いたします。
- ○議長(河野)本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(河野)議案第9号、「町道の路線認定について」を、採決いたします。
- ○議長(河野)本案を、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (なしの声あり)
- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(河野)次に、報告第1号、「繰越明許費繰越計算書について」は、報告のとおり、 承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって報告第1号は、原案のとおり承認されました。
- ○議長(河野)次に、報告第2号、「令和3年度(第17期)有限会社綾歌南部農業振興公社決算及び令和4年度(第18期)有限会社綾歌南部農業振興公社事業計画及び予算について」は、報告のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって報告第2号は、原案のとおり承認されました。
- ○議長(河野)発議第1号、議会運営委員長から、議会運営委員会の閉会中の所掌事務 審査の件について、「閉会中の継続審査の申し出」であります。
- ○議長(河野) お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。
- ○議長(河野)以上で、本定例会に付されました事件は、全て終了いたしました。
- ○議長(河野)従って、会議規則第7条の規定により、これをもって、本日で閉会いたしたいと思います。閉会することに、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

- ○議長(河野) 異議なしと認めます。よって本定例会は、本日で閉会することに、決定 いたしました。これで、本日の会議を閉じます。
- ○議長(河野) 令和4年第3回 綾川町議会定例会を閉会いたします。
- ○議長(河野) ありがとうございました。

閉会 午前 10時40分